

令和元年決算特別委員会会議録

1 本委員会の開催日時は次のとおりである。

令和元年10月18日(金) 午前 9時00分

2 本委員会の出席委員は次のとおりである。

委員長	新橋	実	君	副委員長	仮屋	国治	君
委員	山田	龍治	君	委員	久保	史睦	君
委員	宮田	竜二	君	委員	鈴木	てるみ	君
委員	平原	志保	君	委員	木野田	誠	君
委員	松元	深	君	委員	池田	綱雄	君
委員	蔵原	勇	君	委員	宮内	博	君

3 本委員会の欠席委員は次のとおりである。

なし

4 説明のため出席した説明員は次のとおりである。

総務部長	新町	貴	君	市政推進特任部長兼秘書広報課長	徳田	忍	君
総務部参事兼総務課長	本村	成明	君	総務部参事兼財政課長	小倉	正実	君
総務部参事兼税務課長	谷口	隆幸	君	危機管理監	新村	司	君
総括工事監査監	松元	公生	君	財産管理課長	田上	哲夫	君
工事契約検査課長	松崎	浩司	君	収納課長	萩元	隆彦	君
安心安全課長	石神	修	君	財産管理課課長補佐	濱崎	利広	君
収納課課長補佐	造免	幸喜	君	総務課主幹	中村	和仁	君
総務課主幹	石神	幸裕	君	総務課主幹	柳田	謙一郎	君
秘書広報課主幹	藤田	光治	君	秘書広報課主幹	種子島	進矢	君
財政課主幹	村岡	新一	君	財産管理課主幹	三善	智弘	君
工事契約検査課主幹	山下	弘美	君	工事契約検査課主幹	脇	伸宏	君
収納課主幹	安田	信之	君	税務課主幹	岩元	勝幸	君
税務課主幹	吉永	利行	君	安心安全課主幹	野辺	貞孝	君
収納課収納第2グループ長	松元	祐一郎	君	安心安全課防災グループ長	有村	浩	君
財政課財政グループサブリーダー	堀之内	周作	君	収納課収納第2グループサブリーダー	竹下	裕一郎	君
収納課収納第3グループサブリーダー	安栖	大悟	君	税務課市民税グループサブリーダー	秋丸	健一郎	君
税務課固定資産税グループサブリーダー	向吉	孝司	君	安心安全課交通防犯グループサブリーダー	岩崎	真人	君
安心安全課交通防犯グループ主任主事	末永	大輔	君	財政課財政グループ主事	伊地知	仁子	君
企画部長	有馬	博明	君	企画部参事兼企画政策課長	永山	正一郎	君
企画部参事兼地域政策課長	出口	竜也	君	情報政策課長	宮永	幸一	君
企画政策課課長補佐	野崎	勇一	君	企画政策課主幹	森山	勇樹	君
地域政策課主幹	貴島	俊一	君	地域政策課主幹	岡留	博	君
情報政策課主幹	河野	博志	君	情報政策課主幹	宗像	茂樹	君
企画政策課企画政策グループサブリーダー	唐鎌	賢一郎	君	地域政策課企画政策グループ主査	甲斐	平	君
地域政策課地域政策グループ主査	鬼塚	友弘	君	地域政策課中間地域活性化グループ主任主事	藤田	友成	君
企画政策課企画政策グループ主事	南上	賢斗	君	建築住宅課長	侍園	賢二	君
建築住宅課主幹	末永	明弘	君	溝辺総合支所長兼地域振興課長	齋藤	修	君
溝辺総合支所地域振興課主幹	西溜	和幸	君	溝辺総合支所地域振興課地域振興・教育グループサブリーダー	藤本	陽子	君
牧園総合支所兼地域振興課長	阿久井	洋一	君				

5 本委員会の委員外議員は次のとおりである。

議 員	山口	仁美	君	議 員	川窪	幸治	君
議 員	愛甲	信雄	君	議 員	徳田	修和	君
議 員	阿多	己清	君	議 員	植山	利博	君
議 員	前川原	正人	君				

6 本委員会の書記は次のとおりである。

書 記 原田 美朗 君

7 本委員会の所管に係る協議事項は、次のとおりである。

議案第71号 平成30年度霧島市一般会計歳入歳出決算認定について

議案第75号 平成30年度霧島市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算認定について

8 本委員会の概要は次のとおりである。

「開 会 午前 9時00分」

○委員長（新橋 実君）

決算特別委員会を開会します。本日は、決算関係議案13件のうち、2件の審査を行います。

△ 議案第71号 平成30年度霧島市一般会計歳入歳出決算認定について

○委員長（新橋 実君）

まず、議案第71号、平成30年度霧島市一般会計歳入歳出決算認定について、総括の説明を求めます。

○総務部長（新町 貴君）

それでは、議案第71号、平成30年度霧島市一般会計歳入歳出決算認定について、その概要を御説明申し上げます。平成30年度における本市の財政運営につきましても、普通交付税の合併特例措置が終了する令和2年度を見据えながら、霧島市経営健全化計画（第3次）を策定するなど財政の健全性の確保に努め、歳入面では、市税徴収率が2年連続県下19市で1位となったことを始めとして、各収入の徴収率向上などに取り組む一方、ふるさと納税など自主財源の確保にも積極的に努めました。歳出面では、平成30年度を初年度とする第二次霧島市総合計画で掲げた各種施策に積極的に取り組むとともに、既存事務事業の見直しや徹底した経費節減も進めたところです。その結果、平成30年度一般会計歳入歳出決算は、歳入総額591億234万円、歳出総額564億2,968万7,000円で、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支は、26億7,265万3,000円、さらに、この金額から翌年度へ繰り越すべき財源3億5,091万2,000円を差し引いた実質収支は、23億2,174万1,000円の黒字となりました。また、平成30年度末の市債現在高は、558億8,401万5,000円で、前年度末より約31億円下回りました。一方、財源調整に活用可能な財政調整、減債、特定建設事業の3基金合計現在高についても、157億1,283万8,000円となり、前年度末より約10億円下回るという結果になりました。さらに、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく実質公債費比率は7.3%となっており、他の健全化比率等も含め、全ての数値で国の示す早期健全化基準を下回っていることなどから、概ね健全な財政運営がなされているものと考えているところです。今後とも、持続可能な健全財政を堅持するために、合併以降年々増加している扶助費を始めとする社会保障関係費、大型事業の実施、経年劣化に伴う施設改修等に備えるため、引き続き、中長期的視点に立って、自主的、自律的に行財政改革を推進してまいりたいと存じます。以上で、一般会計の決算全般についての総括説明を終わりますが、引き続き、決算の概要について財政課長が、税収等の状況について税務課長、収納課長がそれぞれ御説明いたしますので、よろしく御審査いただき、認定賜りますようお願い申し上げます。

○総務部参事兼財政課長（小倉正実君）

それでは、平成30年度決算概要について、御説明します。この決算概要については、総務省が毎年度行っている地方財政状況調査、いわゆる決算統計をベースに分析を行ったものです。この調査は、一般会計と公営事業会計以外の会計を統合し、地方財政統計上統一的に用いられる普通会計としてまとめたものになります。平成30年度普通会計決算額は、一般会計決算額から鹿児島県後期高齢者医療広域連合の事業会計計上分である714万2,000円を除いた額であり、平成30年度の一般会計歳入歳出決算書とは、数字等が異なりますので、御了承願います。まず、平成30年度決算概要の資料に基づきまして御説明します。2ページをお開きください。普通会計決算の総括です。決算総額では、歳入総額が590億9,519万8,000円で対前年度比6.5%減、歳出総額が564億2,254万5,000円、対前年度比8.1%の減となりました。3ページ、第1表をご覧ください。歳入総額から歳出総額を差引いた形式収支は、26億7,265万3,000円の黒字となり、形式収支から翌年度へ繰越すべき財源3億5,091万2,000円を差引いた実質収支は、23億2,174万1,000円の黒字となりました。平成30年度の実質収支から前年度の実質収支を差引いた単年度収支は、8億1,637万3,000円の黒字となり、単年度収支に財政調整基金への積立金、繰上償還金及び積立金取崩し額を加味した実質単年度収支は、3億660万7,000円の赤字となりました。財政力指数は、前年度を0.01ポイント上回る0.55で、標準財政規模は、338億8,247万円となりました。そのほか、後ほど御説明しますが、経常収支比率については、90.5%で、前年度の88.8%を1.7ポイント上回りましたが、実質公債費比率については7.3%で、前年度の8.1%から0.8ポイント改善しています。次に、4ページの4財政構造に移ります。はじめに、歳入です。5ページの第3表で歳入の状況をそれぞれの区分ごとにお示ししています。主な内訳については、市税が構成比27.7%、前年度25.6%、2.1ポイント増、決算額163億8,840万7,000円となりました。同様に、地方交付税が24.2%、前年度23.8%、0.4ポイント増の143億1,698万7,000円、国庫支出金が15.7%、前年度14.8%、0.9ポイント増の92億8,873万7,000円、県支出金が8.4%、前年度8.0%、0.4ポイント増の49億4,061万9,000円、市債が5.7%、前年度8.5%、2.8ポイント減の33億8,320万円となりました。具体的な項目で申し上げますと、増加の主なものとして、市税については、固定資産税が2億5,862万9,000円増加しました。一方、減少の主なものとして、市債については、合併特例債が12億9,070万円、地方交付税については、普通交付税が7億3,579万8,000円、繰越金については、純繰越金が5億6,994万7,000円減少しました。次に、8ページの自主財源と依存財源ですが、7ページの第4図をご覧ください。市税、基金からの繰入金、繰越金、使用料及び手数料等が自主財源で、構成比としましては、40.2%です。依存財源は、地方交付税、国・県支出金、市債等で、構成比は59.8%です。また、自主財源の占める割合が前年度の39.7%から0.5ポイント増加しており、行政活動の自立性と財政基盤の安定性を確保する上では、引き続き自主財源の比率を高める必要があります。次に、一般財源等と特定財源について、7ページの第5図をご覧ください。一般財源等は67.8%を占めており、市税、地方交付税、地方消費税交付金等になります。なお、市債の割合が第5図では2.9%と2.8%に分かれており、第4図及び第6図では5.7%となっておりますが、第5図の2.9%の部分は普通交付税から振り替えられた臨時財政対策債に当たりますので、一般財源扱いとなります。特定財源は32.2%を占めており、国・県支出金、臨時財政対策債以外の市債等で、それぞれ使用目的が決定している財源になります。次に、経常的収入と臨時的収入について、7ページの第6図をご覧ください。経常的収入は、市税、地方交付税、国庫支出金等です。市税は先程27.7%でしたが、このグラフでは、都市計画税が臨時的収入に分類されるため、都市計画税を除外した税の割合で、26.9%となります。同じく地方交付税では特別交付税が臨時的収入に分類されるため、普通交付税の割合で、21.7%となります。歳入に占める経常的な収入が多ければ多いほど、安定的な財政運営ができるということになりますので、このような観点からも、市税あるいは国県支出金といった経常的収入の確保を進めていかなければなりません。続きまして、文章では13ページ、表・図では10ページからの歳出の状況です。まず、目的別の歳出状況については、それぞれの

年度において、歳出の目的別経費の支出状況が異なることから、年度ごとにばらつきがあります。10ページの第4表をご覧ください。民生費が38.3%と3分の1強を占め、最も高く、次に総務費12.7%、公債費12.3%、教育費11.3%の順となりました。増加した主な項目としては、土木費については、山崎線及び新町線の整備に伴う事業費の増等による9.8%の増、民生費については、国民健康保険特別会計に対する累積赤字補てん特例繰出金等による2.8%の増などです。一方、減少した主な項目としては、教育費については、国分中央高等学校屋内運動場の整備完了に伴う事業費の減等による24.3%の減、総務費については、積立金の減等による22.8%の減などです。次に、性質別の歳出の状況として、11ページの第5表をご覧ください。義務的経費は55.8%、314億4,961万9,000円、投資的経費は12.4%、69億9,323万1,000円、その他の経費は31.8%、179億7,969万5,000円となります。前年度との比較では、義務的経費が2億2,868万2,000円の減で、主な内訳としては扶助費で、子どものための教育・保育給付事業、障害者自立支援給付事業等の社会保障関係経費の増に伴い2億4,721万5,000円増加、公債費で、元利償還金の減に伴い4億7,055万7,000円減少しました。投資的経費は35億5,297万円の減で、内訳としては普通建設事業費で国分中央高等学校屋内運動場や学校給食施設の整備完了や保育所等整備事業、小・中学校施設整備事業、企業立地推進等に伴う用地購入費等が減となったことから32億7,318万7,000円、災害復旧事業費で発生件数の減に伴い2億7,978万3,000円それぞれ減少しました。その他の経費も11億7,290万9,000円の減で、主な内訳としては繰出金で国民健康保険特別会計等への繰出金の増に伴い7億8,061万8,000円、物件費でシビックセンター、敷根清掃センター等の維持管理事業、雨水管理に関する計画策定業務等の増に伴い1億2,518万8,000円それぞれ増加し、積立金で特定建設事業基金、衛生施設整備基金、財政調整基金等の積立金の減に伴い21億6,103万2,000円減少したところです。次に14ページの経常収支比率については、財政構造の弾力性を判断する最も一般的な指標として用いられています。これは、歳出の経常的な経費に充当された一般財源等308億2,397万9,000円と経常的に収入される一般財源等340億5,304万8,000円の関係から算出するもので、経常的な支出に充当する一般財源等が多くなれば、臨時的支出に一般財源等を充当することができなくなるため、財政構造に弾力性がないということになってきます。先ほども触れましたように、平成30年度の経常収支比率は、前年度の88.8%を1.7ポイント上回り、90.5%となりました。前年度を上回った要因としましては、扶助費等の増加に伴い、経常的な経費に充当した一般財源等が増加したことによるものです。次に、将来にわたる財政負担として、市債及び積立基金について分析したものです。市債については、15ページの第6表で公債費の財源別内訳等を、第7表で市債の現在高をお示しています。第6表の決算額69億2,836万7,000円のうち、一般財源等が67億1,029万5,000円で96.9%を占めており、大部分を一般財源等で償還しています。第7表では、引き続き借入額を償還元金以下に抑制したことにより、平成29年度末の現在高589億9,839万5,000円に対して、平成30年度末では、558億8,401万5,000円となり、31億1,438万円減少しました。平成30年度中に発行した市債は、16ページ、第9表のとおり、平成29年度繰越分の借入額8億3,990万円と平成30年度借入額25億4,330万円を合わせた33億8,320万円で、そのうち、合併特例事業債は3億1,760万円、普通交付税の振替措置である臨時財政対策債は17億4,490万円発行しています。次に、20ページの第12表基金の状況です。積立基金について、平成29年度末と比較しますと7億863万8,000円減少しています。また、21ページの第13表積立基金残高では、財政調整に活用可能な財政調整基金、減債基金及び特定建設事業基金の3基金残高は、10億3,420万7,000円減少し、157億1,283万8,000円となりました。最後になりますが、全国の類似団体に比べ、本市は自主財源比率が40.2%、財政力指数が0.55と低いなど財政基盤が脆弱であること、また、令和3年度以降は、普通交付税の合併特例措置がなくなることから、歳入が現行よりも大幅に減少することが明らかな状況にあります。一方、歳出面では、増加し続けている扶助費などの社会保障関連経費が、少子高齢化の進行に伴い今後も増加傾向にあること、敷根清掃センターを始めとする多くの施設等で経年

劣化への対応が必要であること、更には総合治水対策を始めとした必要不可欠な大型の普通建設事業や燃ゆる感動かごしま国体第75回国民体育大会、第12回全国和牛能力共進会鹿児島大会等の大型イベントも控えていることなどから、今後においても多くの財政需要が見込まれる状況にあります。このような厳しい財政状況の中で、本市を取り巻くあらゆる課題の解決や市民福祉の向上に努めなければなりませんので、霧島市行政改革大綱（第3次）や霧島市経営健全化計画（第3次）などに基づき、より一層、効果的かつ効率的な財政運営に取り組んでいく必要があります。今後とも、後年度の財政運営に支障をきたさないように、常に中長期的な視点に立って、財政収支の均衡を図るとともに、計画的な財政運営を行うために基金の積立てを行う一方、市債の発行や債務負担行為の設定等については慎重を期するなど、今まで以上に健全財政の堅持に努めていかなければならないと考えています。なお、23ページ以降には資料を掲載していますので御参照ください。以上で決算概要の説明を終わります。続きまして、平成30年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について、御説明します。まず、健全化判断比率の各比率について御説明します。最初に、実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率になります。標準財政規模とは、地方公共団体が標準的な状態で通常収入するであろう経常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税及び臨時財政対策債発行可能額を加算したものになります。本市の平成30年度決算では、実質収支が黒字であるため、マイナス6.85%と負の値となり、「－」となります。地方公共団体において、財政収支が不均衡な状況、その他の財政状況が悪化した状況において、自主的かつ計画的に財政の健全化を図るべき基準として定められた数値である早期健全化基準は、本市の場合11.65%以上となります。また、地方公共団体の財政状況の著しい悪化に伴い、自主的な財政の健全化を図ることが困難な場合に、計画的に財政の健全化を図るべき基準として定められた数値である財政再生基準は、市町村の場合20%以上となっています。本市はいずれも基準を下回っており、問題はありません。次に、連結実質赤字比率は、特別会計や公営企業会計を含んだ全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率になります。本市は、連結実質収支が黒字であるため、マイナス27.32%と負の値となり、「－」となります。早期健全化基準は本市の場合16.65%以上、財政再生基準は30%以上となっていますので、本市はいずれも基準を下回っており、問題はありません。次に、実質公債費比率は、一般会計等が負担する元利償還金、一部事務組合の起こした地方債の償還に充てたと認められる負担金や、公債費に準ずる債務負担行為などの準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に対する比率になります。これは、借入金（地方債）の返済額及びこれに準ずる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示したものであることもできます。本市は、7.3%となっており、早期健全化基準は25%以上、財政再生基準は35%以上となっていますので、本市はいずれも基準を下回っており、問題はありません。最後に、将来負担比率は、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、当該地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率になります。これは、地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示したものであることもできます。本市は、地方債の償還等に充当可能な財源が将来負担額を上回ったことから、マイナス18.2%と負の値となり、「－」となります。早期健全化基準は市町村の場合350%以上となっていますので、本市は基準を下回っており、問題はありません。次に、「資金不足比率」について御説明します。これは、公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもので、本市はいずれの会計も資金不足がありませんので、「－」となります。地方公共団体が、自主的かつ計画的に公営企業の経営の健全化を図る基準として定められた数値である経営健全化基準は20%以上となっていますので、本市は基準を下回っており、問題はありません。まとめとしまして、本市の健全化判断比率及び資金不足比率は、いずれも国の示す早期健全化基準等を下回っており、本市は財政が比較的健全

な自治体と区分されますが、早期健全化、財政再生への取組を強制されないことがないよう、引き続き、自主的、自立的に改革改善を実施していく必要があると考えています。以上で、説明を終わります。

○収納課長（萩元隆彦君）

税務課、収納課関係の税収等の決算概要につきまして、御説明いたします。決算書は1ページ、決算附属書は16ページから21ページになります。まず、決算書の1ページ、(款)1、市税につきまして、御説明いたします。市税の調定総額は169億1,503万8,236円、対前年比101.04%で、約1億7,377万円の増となっております。科目別の構成割合は、市民税40.55%、固定資産税48.07%、軽自動車税2.74%、市たばこ税4.93%、入湯税0.57%、都市計画税3.15%となっております。決算附属書の16ページから、市税の個別の収納状況につきましては、まず、個人市民税は、現年課税分が調定額52億147万8,719円に対し、収入済額51億5,755万2,704円で、徴収率99.16%であります。滞納繰越分は、調定額1億2,725万3,451円に対し、収入済額4,549万8,355円で、徴収率35.75%となっております。次に、法人市民税は、現年課税分が調定額15億1,762万4,700円に対し、収入済額15億1,331万2,900円で、徴収率99.72%であります。滞納繰越分は、調定額1,217万5,586円に対し、収入済額368万8,530円で、徴収率30.29%となっております。次に、固定資産税は、現年課税分が調定額76億8,741万1,667円に対し、収入済額75億9,951万8,491円で、徴収率98.86%であります。滞納繰越分は、調定額3億4,024万254円に対し、収入済額8,356万448円で、徴収率24.56%となっております。また、国有資産等所在市町村交付金につきましては、調定額・収入済額ともに1億284万7,100円であります。次に、軽自動車税は、現年課税分が調定額4億4,303万3,600円に対し、収入済額4億3,740万1743円で、徴収率98.73%であります。滞納繰越分は、調定額1,978万9,077円に対し、収入済額483万2,195円で、徴収率24.42%となっております。次に、市たばこ税は、調定額・収入済額ともに8億3,404万5,774円あります。次に、入湯税の現年課税分は、調定額9,685万1,140円に対し、収入済額9,685万1,146円で、徴収率100.00%となっております。次に、都市計画税は、現年課税分が調定額5億810万2,973円に対し、収入済額5億159万6,073円で、徴収率98.72%であります。滞納繰越分は、調定額2,418万4,195円に対し、収入済額770万1,712円で、徴収率31.85%となっております。また、市税全体では、調定額169億1,503万8,236円に対し、収入済額163億8,840万7,171円、徴収率96.89%で、前年度と比較して0.34ポイントの増となっております。以上で、収納課関係の税収に関する説明を終わります。

○総務部参事兼税務課長（谷口隆之君）

次に、税務課から、決算附属書16ページ、(款)2 地方譲与税から21ページ、(款)9 国有提供施設等所在市町村助成交付金までの収入状況につきまして御説明いたします。(款)2 地方譲与税は、地方揮発油譲与税から航空機燃料譲与税までのそれぞれの譲与税の調定額及び収入済額は、ともに同額で、合計額が7億336万8,000円、対前年度比1.27%の増であります。内訳については、(項)1 地方揮発油譲与税が1億5,916万4,000円、(項)2 自動車重量譲与税が3億9,207万7,000円、(項)3 航空機燃料譲与税が1億5,212万7,000円となっております。次に、(款)3 利子割交付金は2,338万9,000円、(款)4 配当割交付金は2,594万3,000円、(款)5 株式等譲渡所得割交付金は3,046万7,000円、(款)6 地方消費税交付金は23億8,493万5,000円、(款)7 ゴルフ場利用税交付金は4,899万968円、(款)8 自動車取得税交付金は9,708万6,000円、(款)9、国有提供施設等所在市町村助成交付金は194万8,000円の調定額となっており、収入済額も同額であります。(款)3から(款)9までの交付金の合計額は26億1,275万8,968円で、対前年度比2.63%の増であります。以上で、税務課関係の税収に関する説明を終わります。

○委員長（新橋 実君）

ただいま説明が終わりました。質疑はありませんか。

○委員（宮内 博君）

かなり多くの議題が一括して提案されていますので、十分な議論ができるかどうかという点では、少し時間が足りない感じがします。総括的な関係で幾つかお尋ねしておきたいと思います。今日は監査委員がおいでになっていないですね。できれば監査委員にお尋ねしたかったですけれども、監査委員の意見書で述べられている観点から、どういうふうにお考えになるのかという点について、少しお伺いしておきたいと思います。意見書61ページに、監査委員は、総括のむすびとして述べられているところです。先ほど部課長からもそれぞれ説明があったところですが、本市の財政状況についての記述の部分、そこを立場は違うだろうと思いますが、こういうふうに書いてありますので、そのことについて、どういうふうに受け止めていらっしゃるのかということをお尋ねしておきたいと思います。一つは、経常収支比率の関係であります。類似都市との比較という点では先ほど説明がありました。類似都市は50団体ということで、本会議の議論の中で昨年は28団体と言われていたけれども、今回は霧島市を含めて50団体ということでありました。その類似都市との比較では、類似都市が93.5%であるけれども、霧島市は90.5%ということになっているわけです。監査委員の意見書を見ますと、経常収支比率、実質収支比率は適正とされる数値の範囲を超えており、依然厳しい状況が続いていると、こういうふうに行っているわけです。まず、そのところを、どのように受け止めていらっしゃるのかお聴きします。

○総務部参事兼財政課長（小倉正実君）

まず、経常収支比率についてですが、決算概要3ページ第1表が、本市の状況と各指数について、平成29年度の類似都市と比較したものととなっております。その中で経常収支比率については、本市が90.5%、類似都市が93.5%ということで、類似都市と比較すれば比較的良い状況ではありますが、平成29年度の88.8%からは上昇したような状況があります。こちらにつきましては、主に人件費、物件費、扶助費等の経常的な経費が増加したことによるものと考えておまして、今後も経常的な経費の縮減にも努めていかなければならない状況があるところではありますが、どうしても国の政策等における、義務的経費になります扶助費等の上昇で、上昇につながっている状況があるところがあります。実質収支比率につきましては、本市が6.9%に対しまして、類似都市が4.6%となっております。平成29年度の4.4%から増加したところです。実質収支比率につきましては、3%から5%程度が望ましいということ等もありますが、それに対して6.9%となっております。ただ、実質収支比率につきましては、翌年度への繰越金等の影響がありますので、その辺りについては、最終的な補正予算の中で、どのように取り扱うかということ、今後考えていかなければいけないと思っております。

○委員（宮内 博君）

経常収支比率については、70%から80%が適正範囲ということで、長年そういうふうに行われてきているわけです。こういう表現を使われるようになってから30年以上が過ぎているということになっているわけです。この間、市町村合併など、30年前には想定できなかった自治体の大きな構造変化が起こっているということになっているわけですが、それでも経常収支比率というのは、30年前に設定された70%から80%が妥当なのかという点では、いろいろ議論があるところだと思っております。資料で示されておりますように、類似都市50団体との比較では3.0ポイントほど霧島市は少なくなっているという点では、他の類似都市と比べて弾力的な財政運営ができるということになるのかと思います。あくまでも30年前に設定された経常収支比率を判断の基準にできるのかという点では、どのようにお考えなのかということをお聴きしておきたい。経常収支比率は、先ほどの部課長の説明でもあったように、新しく制度ができれば、自治体はその制度を自治体に生かすために、それに従って施策を講じていかなければいけないということになるわけで、合併から14年になるわけですが、扶助費は約100億円も増えてきているという状況になっているわけです。

これは、やはり国の施策との関係が大きいというふうに思いますけれど、その辺のところをどのようにお考えになって、この監査委員の意見書を読み解くのかお聴きします。

○総務部参事兼財政課長（小倉正実君）

ただいま委員から70%から80%ということで、国のほうでは以前、言われていたと思うのですが、現状で言いますと、委員もおっしゃったとおり、扶助費等が増加している状況等もありまして、70%から80%というのは、なかなか厳しい状況になってきていると思います。霧島市の場合も今回、増加することになったわけでありましてけれども、今後も経常的な経費を抑えることについては、そのことが健全な財政につながっていくと考えておりますので、そういう努力をしていくべきだと考えております。

○委員（宮内 博君）

私が言っているのは経常的な経費の抑制ということで、ことあるごとに、そういうふうに強調されるので、あえて申し上げたところです。その大きな原因は、国の政策による経常的な経費の増加というのが否めないのではないですかと。今回、経常収支比率が少し上がったという原因についても、先ほどの部長口述の中でも、国の政策的な事業が影響している部分もあろうかと思っておりますけれど、その辺のことを聴いているんです。

○総務部参事兼財政課長（小倉正実君）

確かに委員がおっしゃるとおり、国の政策的なもの。例えば扶助費の増等、新たな事業の実施等が行われておりますので、それに伴って経常的な経費が増えている状況にあると考えております。

○委員（宮内 博君）

監査委員の記述については、どういう見解をお持ちですかということ、もう一回お答えいただきたいのと同時に、もう一つは、実質収支比率の問題です。先ほど、課長のほうからは、適正範囲が3%から5%ということで示されていると。3%を割り込むと実際に剰余金が少なくて、翌年度の弾力的な財政運営ができないと。そういう問題をはらむと。ただ、5%を超えた場合には、さらに問題があって、実際の当初計画よりも収入が増えたのではないかとかいうようなことであるとか、あるいは課長のほうから少しありましたけれど、補正予算の対応が不十分であったのではないかというようなことなどが指摘されるわけですが。霧島市の場合には、どういうことがあってそういうことになったのか。それが、財政が厳しいという監査委員の指摘と相まっているのか、その点についてお聴きします。

○総務部参事兼財政課長（小倉正実君）

監査委員の意見にあります、依然厳しい状況が続いているということで言いますと、やはり厳しい状況が続いていると考えているところであります。実質収支比率についてですが、確かに先ほど言いましたとおり、以前、国が示しているものでは3%から5%程度が望ましいというふうに記載されていましたが、最近はそのことを余り言われていなくて、削除されている状況があるところです。実質収支比率の状況がどうかということで、委員のほうから補正予算の対応が不十分というようにも言われました。実際、3月補正におきまして、予算と執行の状況を把握し、3月補正においては、計上している予算の中で今後の執行が見込めないもの等、減額すべきものについては減額補正をさせていただいているところでありますけれども、扶助費等、また他のものにつきましても、なかなか見込みが立たないこともありまして、3月補正のときに減額計上すべきかどうかという判断が難しいところもあります。結果として、執行残として残っている状況もあるところです。先ほど言いました資料の3ページにおきまして、実質収支比率につきましても、平成29年度が4.4%に対して平成30年度が6.9%となり上昇はしておりますけれども、その前の平成28年度は6.1%でありました。以前から比べますと6%台ということで推移している状況もあるところではあります。結果としましては、3月補正のときに、今後の予算と執行状況、決算の状況を見据えた上で、補正

予算の編成をしていくかということ考え合わせているところですが、3月補正の予算編成時期が12月から1月の当初予算編成と重なること、また、年内の執行状況等も見込みを立てづらいうところもあり、決算額に応じた予算額というのも難しい状況があるというふうに考えております。

○委員（宮内 博君）

監査委員の意見の中では、経常収支比率と実質収支比率をひとくくりにして厳しいというふうに言っているわけです。これは全く性格が違うものではないのかと思うんです。経常収支比率は先ほどあったように、70%から80%というところから見れば、90%を超えているからという表現は有り得るのかなと思うけれども、実質収支比率は予算計上の問題ですよ。そういう観点から問うているわけです。

○総務部長（新町 貴君）

監査の意見書に対して私どもが言うことはできませんので、こういう意見を頂いて、今後の執行なりに生かしていくべきものと考えております。その性格が違うものを、どうこうということについては、コメントはできないものと考えております。それから実質収支比率の部分で、6.9%ということで、3%から5%という中で高いということにはなっておりますが、確かに、先ほど課長が申しあげましたように、予算編成時期で見込めないもの、歳出についてであったり、歳入についても然りでございます。入ってくるべきものというか、税等についても出納整理期間において収納課のほうでがんばって徴収をしております。そういうこと等で増える部分もありますので、なかなか見込めないというのが実情でございます。ここの部分については、ある程度、補正予算を組む段階でも、歳入歳出それぞれ見込んで、大体、編成をするときにも、標準の3%から5%の中に納まる程度では考えているんですけれど、実際、それ以外のものが出てくるという状況にあるところでございます。

○委員（宮内 博君）

だから、冒頭、私は監査委員がおいでになってないのでということで、敢えて、こういうことが述べられていることについて、どういうふうにお考えなのかということをお聴きしたわけです。ただ、性格の違うものがこういう形で並列して述べられているということについて、問題点があるのではないかとこのことを指摘したということでもあります。それで、あとは執行部のほうに具体的にお尋ねしていこうと思うんですけれど、私ども市議団は、毎回、地方交付税の特別交付税の関係でお聴きしているところです。今回も7億1,055万3,000円が未計上ということで、地方自治法第210条の財政処理の原則から考えて、処理の仕方に問題があるのではないかとということで、ずっと申し上げてきているんですけど、なかなか以前の状況から脱し切れていないと思うんです。本会議のやり取りでは、財源を活用した支出予定がなかったと。そういうことで決算に示したということですよ。従来から申し上げているように、合併前、このような形で処理していたのは旧国分市のみと。ほかの旧6町については、補正予算で対応していると。当然、3月20日頃に特交の決定額通知が来るということでもありますから、議会を開く暇がなければどうするかというのは、担保されているわけです。ですから、そのことをきっちり法律どおりやる必要があるのではないですかというふうに申し上げてきているわけでありまして、使う目的のないものを無理矢理探して支出しろというようなことを言っているわけではないわけです。当然、基金への繰入れとか、そういう処理ができるわけですから、その観点で再度お聴きをしておきます。

○総務部参事兼財政課長（小倉正実君）

特別交付税の予算計上につきましては、地方自治法第210条の総計予算主義のお話をされたところでありますけれども、総計予算主義におきましては、歳入歳出を混交または相殺せず、収入の全てを歳入予算に、支出の全てを歳出予算に計上することとされており、相殺勘定後の金額を予算計上してはならないという趣旨でありますので、このようなことから、総計予算主義の規定には抵触し

ていないものと考えているところであります。また、先ほど、決算の質疑等についてもありましたけれども、特別交付税の決定時期が3月定例会の会期中であることや、年度末でこれらを財源として実施すべき緊急の事業等もなかったことなどから、予算計上せずに、決算剰余金の一部として繰越したところであります。今後もこのような考え方で予算編成はしていきたいと考えております。

○委員（宮内 博君）

今、課長から答弁がありましたけれど、前段の部分が抜けていますよね。地方自治法第210条の前段の部分は何と書いてあるんですか。

○総務部参事兼財政課長（小倉正実君）

第210条におきましては、一会計年度における一切の収入及び支出は、すべてこれを歳入歳出予算に編入しなければならないとされています。

○委員（宮内 博君）

一会計年度というのは、いつからいつですか。

○総務部参事兼財政課長（小倉正実君）

4月1日から3月31日になります。

○委員（宮内 博君）

それは平成30年度で言えば、平成30年4月1日から平成31年3月31日ですよ。確認です。

○総務部参事兼財政課長（小倉正実君）

はい、そうです。

○委員（宮内 博君）

特別交付税が入ったのは3月22日という本会議での答弁でした。これは一会計年度の収入ですよ。それを一会計年度に処理をしなければならないですよ。「することができる」ではないですからね。処理をしなければならないという法律の規定です。そこをきちんとやってくださいと言っているだけのことです。それがなされていないということを言っているわけでありまして、改めて部長の見解を求めます。

○総務部長（新町 貴君）

第210条の部分のことですけれども、私どもは、歳入予定と致しまして予算計上しているものでございます。第210条の解説のほうに、すべての歳入歳出予算に編入するとは、収入予定額の全額を歳入予算に計上し、支出予定額の全額を歳出予算に計上することであるということでございます。この収入予定ということで、予算計上している特別交付税の数字を計上しております。普通交付税に限らず、先ほども税収納のほうでも説明いたしましたけれども、ほかの譲与税とか、そういうものに関しましても、予算額を超えて調定を立てております。全て受け入れなければならないと、それを計上しなければならないとすれば、収入イコール予算計上額となってくるのではないかというふうに思います。歳出については、予算に計上しなければ執行することはできませんけれども、収入につきましては、その予算科目がなくても受け入れることはできますし、予算で計上していた額以上に受け入れることは可能でございますので、先ほど課長が申し上げたように、この第210条に反しているとは考えていないところでございます。

○委員長（新橋 実君）

予定額を計上しているということですね。

○委員（宮内 博君）

歳入の関係からお尋ねいたします。決算書の3ページから4ページに、国庫支出金、県支出金があります。ここを予算現額と収入済額の比較で見ますと、10億3,908万円余りの減額がなされているわけです。当然、これには繰越の関係が入っているということでは理解できるのですけれども、これが、補正予算等に対応できなかった理由について、お聴きしておきます。

○委員長（新橋 実君）

中身は分かりますか。もう一回すみません。

○委員（宮内 博君）

決算書の3ページの国庫支出金です。予算現額と収入済額との比較7億7,678万6,468円、県支出金2億6,229万4,476円、合わせて10億円ほどありますけれど、当然、繰越明許費が入っている関係もあるかもしれませんが、補正予算での対応ができなかったという、その辺の説明をしてください。

○総務部参事兼財政課長（小倉正実君）

ただいまの話で、予算現額と収入済額の差額ということでありまして、その調定額と収入済額を見ていただければと思います。国庫支出金の場合、今言われましたとおり、予算額については100億6,552万3,000円で、それに対しまして、調定額が99億5,681万7,532円、支出済額が92億8,873万6,532円となっております。その結果、収入未済額としては6億6,808万1,000円となっておりますが、国庫支出金、県支出金等につきましては、事業を行うに当たって決定はしていますけれども、実際、その分を翌年度へ繰り越すということになりますので、その収入未済額については、翌年度、繰り越したあとに収入されるものと考えております。決定がきた時点で調定は立てておりますので、決定自体は調定の金額となっているところでございます。

○委員（宮内 博君）

当然、前段で申し上げたように、繰越しとか、そういうものがあるから、このような処理になったのかなということでも申し上げたんですけれども、なぜこういう問題提起をするかという、先ほどの実質収支比率の関係があるんですよね。補正で本当に対応できなかったのかという。それができていれば、実質収支比率というのはこういう数字にはならないということからの問題提起ということになるわけです。当然、歳入だけではなくて、歳出にもそれは言えることでありまして、昨年度は、例えば、教育費の中の全教室にエアコンを設置するという特別な事業などもあって、年度内に着工できないからということで繰越しをせざるを得ないと。こういう特殊な事情もあったということは承知しているのですけれど、その辺のことも加味した上で御回答ください。

○総務部参事兼財政課長（小倉正実君）

歳入の補正の関係になってきます。委員がおっしゃるとおり、予算現額に対して実際の執行見込みで補正減額できたのではないかということではありますけれども、先ほど言いましたとおり、3月補正の時期で、通常で分かる部分については減額補正をしているところでもありますけれども、なかなか事業の決算見込みが計りづらいところ等もありまして、減額していないところもあるところであります。例えば、決算書の15ページを見ていただきますと、不用額の合計額として18億1,900万円程度の不用額が生じているところです。その中で多いものが、民生費が5億6,300万円くらいありますが、民生費の扶助費の関係等で見込みがなかなか立てづらいところがありまして、残額となっているところと、教育費におきましては、小中学校の施設整備、大規模改造ですが、そちらのほうも補正予算で予算計上していたところでもありますけれども、国の補正で補助採択とならなかったこと等もありまして、残額として残っているところです。その歳出の不用額に対する財源としまして、国県補助金を充てておりますので、結果として歳入の分も残額となったというふうに考えております。

○委員（宮内 博君）

結果的に歳出のところで見ますと、予算現額と支出済額との比較では51億1,325万9,141円という差額が生じているということになっているわけです。そこらを補正でできなかったのかということについて申し上げているわけです。それについて再度御回答ください。

○総務部参事兼財政課長（小倉正実君）

今、委員のおっしゃった約51億円につきましては、決算附属書15ページを見ていただきますと、

支出済額の右側に翌年度繰越額というものがあります。こちらにつきましては、平成30年度予算から翌年度の令和元年度に繰り越した予算であります。そちらについては令和元年度で繰越予算として執行する予定にしておりますので、実質的には不用額としましては、先ほど言いました18億円程度となります。その理由としましては、先ほど説明しましたとおりでございます。

○委員（山田龍治君）

総括説明の口述書2ページ、固定資産税が2億5,862万9,000円増加しましたということで載っています。固定資産税が増えた主な要因を御説明ください。

○総務部参事兼税務課長（谷口隆幸君）

固定資産税が増額した理由でございますけれども、固定資産税における土地、家屋につきましては平成30年度が評価替えでありました。そのため、地価の下落等があったことから、土地、家屋につきましては減少したのですけれども、償却資産に係る部分につきまして、企業の設備投資や太陽光発電の再生エネルギーの設備が増えたことが主な要因と考えているところでございます。

○委員（宮内 博君）

決算概要11ページのところで少しお尋ねします。物件費の関係です。今回、物件費について、類似都市との比較ということで見てみますと、本市の場合、65億4,630万7,000円と。構成率11.6%ということであります。類似都市では64億2,748万8,000円ということですよ。霧島市が1億円ほど多いわけですよ。物件費の中には非正規の職員の方たちの人件費も含まれていることになっているわけですよ。合併からこの間、約9億円の物件費が増えているということになってきているわけですよ。それで実際には、職員の公務を肩代わりしている方たちが増えているということも背景にあると思えますけれども、その辺を御説明いただけませんか。

○総務部参事兼財政課長（小倉正実君）

物件費が平成30年度で伸びた要因としましては、国分シビックセンター、ごみ処理施設、し尿処理施設、学校給食センター等の経常的な管理経費が増加したこととなっております。賃金につきましては、臨時職員の関係で言えば、近年、臨時職員数がそれほど人数としては伸びていない状況等もあります。ただ、賃金単価の上昇分はありますが、それがそれほど物件費に反映しているものとは思っておりませんので、最初で説明したこと等が物件費の伸びに関わってきていると考えております。

○委員（宮内 博君）

今回、前年度との対比ではそういうことだということですが、人件費の関係から見てみますと、合併当初からすると約20億円の人件費が削減されているということになっています。合併当初111億円ほどの人件費があったわけですが、現在、90億円程度ということになっているわけですよ。その一方で、先ほど申し上げたように物件費は6億円ほど増えてきているというのが、実際、職員を削減する中で、臨時職員がその業務を担っているようなことにつながっているのではないですかということを申し上げております。単年度での比較はそうかもしれないけれども、合併からこの間の状況を見て、どうなのでしょう。

○総務部参事兼財政課長（小倉正実君）

人件費については合併以降減少しているところであります。そちらにつきましては委員がおっしゃるとおり、職員の人数の減に伴うものでありますけれども、事務の効率化や、職員していた事務の委託等への置換え、施設の管理等につきましては、今まで職員がしていたものを指定管理者等の外部への業務委託というふうに移ってきていること等もあり、職員定数の適正化には努めてきたところであります。それに伴って、その分、臨時職員が増えたということではないと考えております。ただ、臨時職員については当然、いろいろな事業をするに当たって、また、その事業の中で必要となる者について雇用している状況等もあると考えているところでございます。

○委員（木野田 誠君）

軽自動車税についてお伺いしますが、徴収率が100%にならない理由はどういうことですか。

○収納課長（萩元隆彦君）

軽自動車につきまして、軽自動車を持っていることに対して税がかかりますが、やはり事情等があつて納められない方が、ほかの税と同じようにいらっしゃいますので、滞納が当然発生して、そのような状況になっているところです。

○委員（木野田 誠君）

私なりに考えたのは、廃車といってもいろいろありますけれど、ちゃんとルールに則った廃車をする人もあるだろうし、車を廃車してナンバーを持ったままとか、ナンバーを付けたままどこか自分の土地なりに放置しているというようなことで、もう捨てたから税金を払わないでいいという考え方で徴収率が減少しているのではないかと思ったのですが、実際に車を使っていないで廃車の手続きもせず、収めていないケースというのがあると思うのですが、その辺の割合はどうですか。

○収納課長（萩元隆彦君）

詳しい割合というのは分析しておりませんが、徴収活動をしていく中で、本人と面談すると、手続をせずに他の人に渡したとか、そういう形で正式な手続を踏まない部分もあります。もちろん自主的な納付をされないという方も混在しておりますので、このケースが全てというものは軽自動車税では、普通の滞納と同じような比率であると考えております。

○委員（木野田 誠君）

車を正規のルートではなく廃車した人の滞納については、どういう対応をされているのですか。

○収納課長（萩元隆彦君）

例えば正規の廃車手続をしていないとか、そういう部分が分かりました分は、実際、もう御本人がお持ちでないとか、廃車でリサイクルに出ていることが確認できましたら、課税側と協力しまして、亡失届といって、実際持っていないという申立てをしてもらいまして、その分につきましては、今後、課税が発生しないように、そういう手続をしているところです。手続をするまでは納付していただくこととなります。

○副委員長（仮屋国治君）

税収も良く、単年度収支も8億円ということで、前年、前々年に比べるととても良い状況なのですが、8億1,600万円から実質単年度収支に移るマイナス3億円の流れがどうも理解できないのだけれども、分かりやすくもう一度御説明いただけますか。

○総務部参事兼財政課長（小倉正実君）

資料の3ページになります。実質収支ということで、歳入総額から歳出総額を差し引いた歳入歳出差引が26億7,200万円程度。それから翌年度の繰越すべき財源としまして、平成30年度から令和元年度へ繰り越す事業ありますので、その財源となるべきものを差し引いたものが実質収支としまして23億2,174万1,000円となります。それから単年度収支につきましては、実質収支につきまして前年度からの繰越分、平成29年度から平成30年度へ繰り越したのがあります。その前年度の金額が15億536万8,000円でありました。その金額を23億2,174万1,000円から差し引いたものが単年度収支としまして8億1,637万3,000円となります。単年度収支を考える際に単年度収支が良かったとしても、財政調整基金から取崩しをたくさんしていれば、それだけ財政収支は良いということになりますし、財政調整基金に積み立てていけば、それだけ支出が増えますので収支が悪くなるということになります。そのことがありますので、基金からの財政調整基金への積立金と、取崩額を考慮することを考えておりまして、単年度収支から財政調整基金への積立金4億1,451万5,000円を足しまして、なおかつ、財政調整基金からの取崩額15億3,749万5,000円を差し引きます。そうしますと実

質単年度収支としまして、マイナス3億660万7,000円となるところでございます。

○副委員長（仮屋国治君）

単年度収支では8億円の利益が生まれているわけですね。そこでなぜ積立金の4億円を足すのか。それから取崩しを引いて赤が出ると。それでいいのでしょうか。前年度の平成29年度を見ると数字的には数億円違うだけなんだけれども、赤の12億円と赤の3億円。これの差がよく分かりにくいのですが、もう少し御丁寧に。

○総務部参事兼財政課長（小倉正実君）

実質収支につきましては、その年度の歳入歳出がどうだったかというものを判断することになります。ただ、実質収支の中には前年度からの繰越分がありますので、その分を差し引いたものが単年度収支。実質収支の中には前年度の平成29年度で執行すべきものを平成30年度に繰り越した分がありますので、その分は考慮しなかったものとして単年度収支が考えられます。単年度収支を考える際に、年間を考えた場合に、当然、単年度の収入を支出に充てないといけないわけですが、そうしたときに当然、収入が不足する場合については、財政調整基金を取り崩して充てることとなります。しかし、足りないからといって財政調整基金をたくさん取り崩して、それで黒字であるといっても、実質的には赤字であるわけです。それであるので、基金から取り崩したものを考慮しません。余裕があればそれを基金に積み立てているわけですが、当然積み立ててしまえば、それだけ歳出が増えていることとなります。それを積み立てなかったらもっと歳出は減ったわけですから、それだけ収支としては残ったはずであるのに、積み立てたために収支が少なくなってしまったこととなります。そういう意味から財政調整基金への積立分と取崩分を外したものが、単年度の実際の経営状況、財政状況はどうだったかというのを判断するためのものとして、実質単年度収支というものがあるところでございます。財政状況を計る際には、当然単年度だけを考えても、基金からたくさん取り崩していれば、本来であれば赤字であったものを、基金から取り崩したから黒字であったからよかったというふうには考えておりません。やはり単年度の状況はどうかということと基金の状況がどうだったかということと併せて財政状況を計るべきだと考えております。

○委員（松元 深君）

基金の状況ですが、各課で聴くべきか分かりませんが、関平鉱泉の基金の取崩しは、赤字の収支の補填なのか伺っておきます。

○総務部参事兼財政課長（小倉正実君）

関平鉱泉の基金につきましては、以前、関平鉱泉の建物の改修を行いましたけれども、そういう施設改修のために充てるものとして積み立てていたところでございます。その施設改修をした際に、機器の分につきましてリースで整備を行っておりますので、そのリース分について基金を充てている状況であります。その部分のリースの返済分に基金を取り崩して充てているところでございます。

○委員（松元 深君）

決算概要20ページ、関平鉱泉は増減で減だけあるのだけれど、実際、積立てもして、取崩しをしているのか、確認しておきます。

○総務部参事兼財政課長（小倉正実君）

関平鉱泉の基金につきましては、増減額ということで、結果としてマイナスにはなっておりますが、基金の分の利子等と決算剰余の積立て等もありまして、積立ての分が1,804万1,000円、取崩しの分が6,078万円。結果としまして、マイナス4,273万9,000円となっております。

○委員（松元 深君）

かなり心配しているのですが、これはもう5年くらいでなくなるのではないかと心配して今聴いたのです。それと、総括説明口述書の3ページで、国民健康保険特別会計に対する累積赤字補てん特例繰出金ですが、これは平成30年度で終わりということか、確認しておきます。

○総務部参事兼財政課長（小倉正実君）

国保特会の一般会計の繰出金につきましては、今までの累積赤字の分がありましたので、その分の補填ということで、特別に措置をしたところでありまして、今後におきましては、国保特会の中で運営をしていくと考えているところでございます。

○委員（宮田竜二君）

決算概要 8 ページ、自主財源のところでも質問です。本市の自主財源の構成比率が40.2%ということで、前年度に比べたら0.5ポイント上昇したということなのですが、類似都市と比較すると、類似都市が49.7%ということなので、本市は40%ということで、低い。さらに、ここに書いてあるように、自主財源の比率を高める必要があると書いてあるのですが、本市の場合は具体的に何パーセントくらいまで高める必要があるのか教えてください。

○総務部参事兼財政課長（小倉正実君）

自主財源のお話がありましたが、資料の 7 ページの第 4 図に自主財源と依存財源ということで記載しているところでございます。自主財源につきましては、市税が平成29年度に比べて平成30年度が伸びておりますので、その分で比率としては上昇したところであります。ただ、委員もおっしゃるとおり、本市の自主財源の比率は、類似団体等に比べれば低い状況にあるところではありますけれども、自主財源の確保というところではなかなか難しいところでもありますし、市税等も今後ずっと伸び続ける状況ではありませんので、その中で、どういうふうに伸ばしていくべきかということ等も考えているところではあります。自主財源としては、そのほかに、ふるさと納税の状況等も、全国的な状況もありますけれども、近年伸びてきているところでもありますので、そういうことも含めまして、自主財源の確保について努めていかなければならないと思っているところです。ただ、率をどれくらいにというのは、判断としてなかなか難しいところかなと思っております。

○委員（宮田竜二君）

具体的な数値は出せないということなので、市税が27.7%と一番大きいんですけども、使用料及び手数料は2.5%ほどしか割合がないんですが、ちょっと危惧するのが、ゴルフ場利用税ですよ。今、韓国のからの観光客が激減して、今後も減りますけれども、これで行くと、財源がまた減るような気がするんですけども、お考えはありますか。

○総務部参事兼財政課長（小倉正実君）

確かに、ゴルフ場利用の交付金という形で、市町村にも交付されているところであります。国のほうとしては、いろいろな考え方がありまして、ゴルフ場利用税を減らすという考え方と、地方から課税がそれが財源になっているということで、それを堅持してもらいたいという要望等も出されているところであります。やはり、市としましても、貴重な財源になっておりますので、その分については今後も残ってほしいというふうには考えております。

○委員（宮田竜二君）

そういう希望はあるのだと思うのですが、現状を考えると、将来的に何か手を打つべきだと思います。特にここに書いてあるように、地域の実態に沿った自主的な施策を実施していくためには、できるだけ多くの一般財源が必要だと思うので、一般財源を増やしていくということで、具体的な施策を考えていただきたいなど。例えば、うちの場合は、観光をやっていますので、入湯税とかありますけれども、宿泊税とかを導入する考えはないでしょうか。

○総務部参事兼財政課長（小倉正実君）

全国的には、まだ多い状況でないと思うのですが、宿泊税の導入をされているところもあるようですし、議論もされているようでもありますけれども、本市においては今のところ、まだされていない状況です。霧島市として観光をメインとしているところであって、宿泊税を取ることの影響が観光客にどのように影響するのかということなども考え合わせないといけないのではないかと考えて

おります。

○委員（木野田 誠君）

入湯税を旧市町別にデータを持っていらっしゃる、多い順番に、パーセンテージでもいいし、金額でもいいですから、教えてください。

○委員長（新橋 実君）

すぐ分かりますか。[「時間をください」と言う声あり]ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後10時42分」

「再開 午前10時55分」

○委員長（新橋 実君）

休憩前に引き続き会議を開きます。先ほどの答弁をお願いします。

○税務課主幹（岩元勝幸君）

入湯税の件です。温泉郷ごとの利用人数と利用料額をお伝えいたします。日当山温泉郷が2万2,332人で利用額が322万1,330円。安楽温泉郷が1万2,528人で額が170万5,190円。妙見隼人温泉郷が2万3,239人で275万730円。霧島温泉郷が19万9,846人で利用額が2,867万7,290円。霧島神宮温泉郷が7万7,535人で利用額が1,067万7,840円。妙見牧園温泉郷が3,850人で利用額が56万5,180円。こちらに入っていないその他ということで、人数が41万7,899人で利用額が4,925万3,580円になります。

○委員（鈴木てるみ君）

収納率のアップにすごく努力をされているということで、細かいことをお聴きしたいんですけども、コンビニ納付の方の割合はどれぐらいのものか、お聴きしたいのですが。

○収納課長（萩元隆彦君）

コンビニ納付の割合ですが、市県民税で申し上げますと、件数で45.6%を占めております。

○委員（鈴木てるみ君）

それは年々増加傾向にあるんでしょうか。

○収納課長（萩元隆彦君）

はい、増加傾向でございます。

○委員（山田龍治君）

部長総括の説明の中で、市税徴収率が2年連続県下19市で1位ということで、これは高く評価したいと思いますけれども、この徴収をする御努力、どういった対応策を打って、1位を維持されているのか、内容について御説明ください。

○収納課長（萩元隆彦君）

先の一般質問でもお答えした内容とかぶるところでございますが、2年連続で徴収率が19市の中で1位ということですが、霧島市としては、8年連続して前年の徴収率を上回ってきております。徴収というのは、先の一般質問でもお答えしましたとおり、特効薬というのがございません。様々な徴収手段を継続して行う体制づくり、あと、専門知識の習得というところが大切になってまいります。徴収といいますと、まず、納付期限が経過しても自主納付がない方に対して、どれだけ早く催告文書、電話等でアプローチできるか。そこの初動の徹底というところが大切になります。それでも自主納付いただけない方につきましては、当然、財産調査を行いまして、自主納付ができる納付資力があるかどうかを確かめまして、自主納付の資力がありながら自主納付を頂けない方につきましては差押えを行います。片や、財産調査の結果、差押えする財産がない方につきましては、滞納処分の執行停止というものを行っていきます。年間を通して、絶え間なく徹底して、自主納付を促す活動、財産調査、滞納書運滞納処分の停止を、同時進行で行っていく体制づくりというのが大切です。この絶え間ない業務をやっていくためには、まず、電算システムの充実、向上というのが、

振り返ってみれば大きな要因だったと考えております。あと、これまでの継続した業務のモチベーションを維持する職場環境も、職員に備わっていたということが、もう一つの大きな要因であったと考えております。正に、徴収現場、電算業務に携わる職員が、前年の徴収率を必ず上回るという強い目標を持って、継続して努力していった結果だと考えております。あわせて、先ほど、知識の習得についても述べましたが、随時、東京税務協会とか市町村アカデミーが主催する徴収の研修会、あと課内研修も、新たに収納課にきた職員についてはもれなく実施しまして、通年であれば、一人前になるのに5年、6年が掛かるところを、研修の充実を通じて、早目に一人前になる習得率を早めるという努力もしております。これらの総合的な取組の結果だと受け止めております。

○委員（山田龍治君）

この件については、ややもすると、市民の方からお金を徴収するというのは非常に大変な仕事だと思います。引き続き、職員の皆さんのモチベーションを高めながら、努めていただいて、これが連続で県下一番になれるように御努力いただきたいと思います。

○委員（久保史睦君）

一点だけお願いします。令和3年度以降に、普通交付税の合併特例措置がなくなるということはもう数年前から危惧されてきていたことであります。ここで大幅に財源の減になるということは、超高齢化社会に向かっていって、社会保障費の増等、いろいろ支出が出てくる部分は、負担が大きくなってくると思うのですが、そこら辺に対して、恐らく大幅な財政改革というか、大胆な改革が必要になってくると思うのですが、そういう部分を、何かしら進んだ方向性で考えているのか、いないのか、何か具体的な方向性が見えているのか、見えていないのかという部分だけ教えてください。

○総務部参事兼財政課長（小倉正実君）

現在、委員がおっしゃったとおり、普通交付税の合併特例措置が令和3年度にはなくなって、平準化されるところであります。それを見据えた上で、昨年度においては、霧島市経営健全化計画の第3次を策定したところであり、それに基づいて、財政運営をしていかなければならない。それを基本にしていかなければいけないと考えているところではありますけれども、委員もおっしゃっており、扶助費等の社会保障費の増等もある中で、その計画どおりできるかということの具体的な方策として、現在取り組んでいるところはないところでありますけれども、その計画に基づいて適切な財政運営ができるよう、今からの予算編成も含めた上で、今後、対応していかなければならないと考えているところです。

○委員（久保史睦君）

令和3年といっても、もう目前に来ていることであって、予算編成等も始まってくるんですけど、財政課として戦略的な部分というのを提案したりとか、意見を述べたりということはなかったのですか。

○総務部参事兼財政課長（小倉正実君）

予算編成におきましては、当然、新しい事業というのは今から出てくる場所ではありますけれども、その新しい事業に対しては、既存の事業の見直しというのを必ずしないといけないと考えております。既存事業を見直してスクラップアンドビルドということで、新しい事業をしていくということで、既存事業については、今までのやっていることを再度一から見直して、本当に必要かどうかということ等も踏まえた上で、今までの予算の見直しというのを積極的に行うようにということで、予算編成方針を掲げているところであります。委員がおっしゃるのは、それ以上に具体的な話ということに踏み込まれているのかもしれませんが、それについては各課において、それぞれの今までの事業を適切に見直した上で、今後の予算をどうしていくかということも含めて、全体的な話になってくるというふうに考えております。

○委員（久保史睦君）

今、お答えを聴きましたけれども、合併特例措置の大幅に削減する部分を、事業の見直しだけで対応ができるものなのですか。

○総務部参事兼財政課長（小倉正実君）

当然、既存事業の見直しをどうするかというのはあるのですが、ものによっては廃止等も行った上で、全体的な予算額自体を、当然、歳入が減るわけですから、歳入に見合うだけの歳出構造にしていけないといけないということを考えますと、全体的な予算額自体も減額していかざるを得ない状況にあると考えております。そう考えれば、見直しだけで済むのかとなりますと、やはり事業の廃止ということも考えていかなければいけないというふうに思っております。

○委員（平原志保君）

ふるさと納税のことですけれども、この部分というのは、自主財源として一番、増やそうと思えば増やしていける部分なのかなと考えております。霧島市として今後2倍3倍に増やしていくために、今後、どのような努力をしなければいけないと思っておりますか。

○総務部参事兼財政課長（小倉正実君）

ふるさと納税制度につきましては、本市においても、先ほども少し触れましたけれども、以前に比べれば増えてきている状況であります。全国的にもふるさと納税に対して、できるだけ確保するような動き等もあるところですが、ただ、総務省の規制等も行われているところで、その範囲の中で、どのような有効的な確保ができるかということを考えていかないけないと思っております。具体的には、頂くに当たってはそれに伴う歳出予算の中で、どのようなPRができるかということもあると思いますので、どういうことすることによって、ふるさと納税をより増やすことができるかということについても、考えていかないけないと思っております。

○委員（山田龍治君）

先ほどから類似団体のお話をされておられました。我々も比較がしたいので、類似団体に関しての資料をお示しいただければと思いますけれども。

○委員長（新橋 実君）

資料はあります。しばらく休憩します。

「休 憩 午前11時11分」

「再 開 午前11時11分」

○委員長（新橋 実君）

再開します。

○委員（宮内 博君）

納税の関係でお尋ねしたいのですが、市民の皆さんには納税の義務がありますが、積極的な納税をいかに促していくのかということも必要だろうと思っております。過酷な取立てということはあってはならないと思いますが、積極的な納税の一つとして口座振替というのがあろうかと思っております。これは、昨年度と比較をして3,000件程少なくなっています。それで、実際に取組としてどうだったのかということでお聴きをしたいですけれども、この間の経過はどうですか。昨年度だけがこういう状況になっているのか、増える傾向にあるのかその辺をお示してください。

○収納課長（萩元 隆彦君）

口座振替の推移につきましては年々、若干ですがコンビニ収納のほうが上回ってきている状況で、口座振替は微減となっております。口座振替の推進につきましては、各世帯に納期限表をお送りしていますが、そこに口座振替の案内等を載せております。また、FMきりしまでも口座振替の呼び掛けを職員が行っておりますが、年々微減となっている状況であります。

○委員（宮内 博君）

口座振替に移行することが、経費的には人的にも助かるということになるかと思います。年々減少しているということは、何らかの対応をしていかなければならないと思います。確かに、コンビニでの納付率は昨年度から比較して9,000件ぐらい増えている状況にありますが、コンビニに行かなければいけないという手間が掛かってくると思いますが、そのことについて自然減はそのままにするのか、より積極的な取組をしていくのかというお考えはどうか。

○収納課長（萩元 隆彦君）

ただいま御指摘いただいたように、手数料支払いにつきましては、口座振替のほうが市の経費としては良いところがございます。口座振替の積極的な取組につきましては、具体的な導入ということではございませんが、スマートフォンで口座振替の申込みができるシステムがあるといった情報集収集を行った場合は、その業者にヒアリングしたり、金融機関に直接行かなくても手続きができる方法を経費を掛けずに導入できればいいのかなと思います、検討した経緯はございますが、導入に至る具体的なところまでは至っていません。現在のところ、広報を中心とした推進や当初納付書の送付時にお知らせをしているところでございます。

○委員（平原 志保君）

関連ですが、宮内委員から口座振替の話が出ていますが、経費的には口座振替のほうが良いということですよ。金額的には、コンビニとの差は1件あたり50円近くあったと思いますが、幾らでしたか。

○収納課長（萩元 隆彦君）

口座振替につきましては、金融機関ごとで単価が違っていることで、正確に把握していないですが、コンビニにつきましては、1件あたり50円を超える手数料が掛かりますので、それよりは口座振替のほうがはるかに低いと把握しております。

○委員（平原 志保君）

コンビニで払うと50円違うというようなことを、具体的に市民に示していただければ、主婦的には共感を得るところがあります。こんな細かい数字まで、市は税金の無駄使いをしないために努力していると感じるので、口座振替のお願いをする場合には、そのような数字などを出しながらやっていただけると、共感を得て手続きしてくださる方も増えるのではないかと思います。

○委員（松元 深君）

歳入のところの市税関係ですが、不納欠損が滞納分については7.5%ぐらい、これはそれぞれ決まりがあってやっていらっしゃると思います。それと、現年度分の不納欠損は、どのような理由があってされているのかお伺いします。

○収納課長（萩元 隆彦君）

現年度分の不納欠損につきまして、先ほどの滞納処分の停止というものを申し上げました。我々、自主納付をしていただけない方に対しましては、財産調査を行います。それは、差押えができる財産がないか調査する形になります。その中で、全く差押えする財産がない場合は、執行停止を掛けて3年後に納税義務がなくなり、不納欠損に至りますが、例えば、死亡者で相続人がいなかったりとか、会社が倒産したりとか、明らかに資力の回復が全く見込めないものについては即時の欠損というか、そういう扱いになるものもございますので、その分がこちらに表示されているということです。

○委員（山田 龍治君）

過去3年ぐらいの都市計画税の推移というのは、どのようになっているかお示しいただけますか。

○税務課長（谷口 隆幸君）

平成28年度から最終調定額で申し上げます。平成28年度が5億708万5,549円、平成29年度が5億

1,657万1,299円、平成30年度が5億8,010万2,973円となっているところでございます。

○委員長（新橋 実君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで総括に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午前11時22分」

「再 開 午前11時26分」

○委員長（新橋 実君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、総務部関係の審査を行います。執行部の説明を求めます。

○総務部長（新町 貴君）

総務部関係の平成30年度一般会計決算について、説明いたします。総務部では、総務課を始めとする9課及び各総合支所の地域振興課の予算の一部を所管しています。平成30年度の総務部関係の主な施策として、まず、総務課につきましては、本庁及び各総合支所において、来庁される市民の安全確保及び職場環境の改善を図るため、庁舎内に不具合が生じている場所の改修、修繕等を行いました。また、職員の健康管理や研修に関する事業を実施したほか、自治会長等への文書発送事務等を行いました。安心安全課につきましては、防災対策として、地域防災力向上のための自主防災組織等への支援や防災情報をいち早く、正確に伝達するために防災行政無線と地域コミュニティ無線との接続を行っているところです。また、交通事故の抑止対策として、道路反射鏡や防護柵等の交通安全施設を整備するとともに、防犯対策としても、通学路の安全を確保するための安全灯を整備したほか、防犯灯のLED化を推進しています。秘書広報課につきましては、広報きりしまや、ホームページ、ラジオ広報事業等により市政の情報発信の充実に努めたほか、霧島市民表彰として、市勢の発展及び市民生活の向上に顕著な功績があった方、又は永年貢献された方、若しくは各種大会等で優秀な成績を収められた方など、173の個人・団体に対し表彰状の授与を行いました。財政課につきましては、霧島市経営健全化計画（第3次）を策定するとともに、普通交付税が令和2年度の合併特例措置終了に向けて段階的に減少していく中で、自主財源の確保、効果的・効率的な予算執行、市債残高の縮減等について積極的に取り組み、財政の健全性の確保に努めました。財産管理課につきましては、普通財産の管理事務や物品調達等の入札事務等のほか、霧島市公共施設管理計画に沿った個別施設ごとの取組方針に基づき、第1期実施計画前期の着実な実行に努めました。工事契約検査課につきましては、地方自治法等の関係法令に則り、公共工事の品質確保に取り組み、公正で透明性・競争性のある入札制度の推進を図りながら、公共工事及び関連する業務委託の入札を執行すると共に、基準に基づく完成検査や監督指導等を適切に行うことにより、契約の適正な履行の確保に努めました。税務課につきましては、市税に係る課税客体を的確に把握するとともに公平で公正な賦課に努めてまいりました。また、譲与税・交付金の受入業務も行っています。収納課につきましては、市税等の安定確保について、納期内納付を促進するとともに滞納繰越額の更なる縮減を図り、税負担の公平性を担保しつつ、滞納処分の強化を行い、徴収率の向上に努めました。また、隼人地域振興課及び各総合支所地域振興課の所管する関係事務事業につきましても適正に実施し、それぞれ成果を挙げたところです。各施策の詳細につきましては、この後、主要な施策の成果等に基づき、各課長が説明いたしますので、審査方よろしくお願ひします。

○総務部参事兼総務課長（本村成明君）

総務課関係の決算につきまして、御説明いたします。はじめに、主要な施策の成果の2ページをお開きください。職員健康管理事業につきましては、定期健康診断や人間ドック、保健指導などを

実施し、職員及び臨時職員の、以下、職員等と言いますが、心身の疾病予防や早期発見、早期治療につなげ、職員等の健康保持、増進を図ってまいりました。なお、職員等が気軽に相談しやすい体制づくりとして、ストレスチェックや電話相談、研修などを包括的に業者委託し、密接に連携を図りながら、職員等のメンタルヘルス対策に取り組んだところであり、平成30年度は平成28年度に行ったグループ長以上の未受講者に対するメンタルヘルス研修を実施したところでもあります。職員研修事業につきましては、職員の能力開発・資質の向上を図り、時代の変化に適応できる人材の育成を目的として、各種職員研修を行い、延べ1,964名が参加いたしました。次に、3ページの自治会長宛文書発送事務につきましては、自治会の加入世帯へ市の情報等を掲載した広報誌・各種イベントチラシ等の文書を年間22回発送してまいりました。次に、同ページのシビックセンター維持管理事業等につきましては、平成9年度に建設された行政庁舎本館が、建設後22年が経過しているため、各所に不具合が生じている状況です。その中で、これまで一度も更新していなかった国分庁舎自動火災報知設備及び中央監視システムを更新しました。また、隼人市民サービスセンターにおきましては、庁舎の西・東棟の空調設備の老朽化が進んでいたため、改修工事を行いました。システムの更新及び空調設備を改修したことで、来庁される市民の安全確保及び職場環境の改善が図られました。牧園総合支所等敷地造成工事につきましては、地域住民の利便性の向上を図るため、集会施設等の機能を併せ持った複合施設の建設の基礎的部分の整備を行ったところです。以上で、総務課分の説明を終わります。

○安心安全課長（石神 修君）

安心安全課に関する、主要な施策の成果について御説明いたします。平成30年度決算に係る主要な施策の成果の4ページをお開きください。はじめに、防災関連の事業について御説明いたします。自主防災組織育成事業でございます。防災対策で特に重要となります地域の防災力向上のため、自主防災組織等に対する防災出前講座の実施、地区防災計画の策定支援、自主的な防災訓練の支援を行っています。さらに、県が実施する地域防災リーダー養成講座に平成30年度は6名が受講され、地域防災力を強化するためのリーダー養成を支援しました。次に、防災行政無線運営事業でございます。平成26年度までにデジタル化の整備を終えた同報系防災行政無線の保守管理を行うとともに、地区自治公民館等が設置した地域コミュニティ無線との接続により、防災関連情報等を迅速に、かつ、確実に伝達できるように整備を行ってまいりました。平成28年度までに既存の地域コミュニティ無線との接続はおおむね完了しましたので、それ以降は、新たに設置された地域コミュニティ無線との接続工事を続けてまいります。また、防災行政無線の放送内容を電話で確認できる自動音声案内装置を整備して、防災情報等の伝達手段の多重化を図りました。続きまして、5ページをお開きください。交通防犯関連の事業について御説明いたします。交通安全施設整備事業でございます。平成30年度中の具体的措置として、地区ごとに交通安全施設の整備状況をお示ししています。合計で、道路反射鏡、カーブミラーが45基、防護柵、ガードレール・ガードパイプなどが29か所、総延長637.40m、区画線が27か所、総延長13,156mを整備いたしました。続きまして、6ページをお開きください。安全灯設置事業でございます。本事業は、集落間における生徒の通学路の安全を確保するため、明かりのない場所に安全灯を設置することで、犯罪の未然防止を図ろうとするものです。平成30年度は、新設を8基、LED照明器具への交換を111基整備いたしました。以上で、安心安全課の事業に関する説明を終わります。

○市政推進特任部長兼秘書広報課長（徳田 忍君）

秘書広報課の関係について御説明いたします。主要な施策の成果の7ページをご覧ください。まず、広報きりしま発行事業につきましては、霧島市からの情報発信として広報きりしまを上旬号12回、お知らせ版10回を発行し、市民に対して市の施策や事業、イベント情報を伝えることができました。市政情報の発信につきましては、そのほか、FMきりしまや市ホームページを活用して積極

的な情報発信に努めました。市政功労者表彰事務につきましては、平成31年2月10日に、健康福祉まつり等と合同で開催した表彰式などにおいて、市政発展に功績のあった方や、永年勤続、各種大会の成績優秀者の皆さま、173の個人・団体に表彰状の授与を行い、市民へのまちづくりへの意識の醸成が図られたと考えております。以上で、秘書広報課の説明を終わります。御審査のほどよろしくお願いいたします。

○総務部参事兼財政課長（小倉正実君）

財政課の関係について御説明します。決算に係る主要な施策の成果8ページの財政運営をお開きください。先ほど決算概要において御説明しました内容と重複しますが、将来にわたり持続可能な健全財政を維持するために、新たに霧島市経営健全化計画（第3次）を策定しました。また、令和2年度の普通交付税の合併特例措置の終了や今後とも増加が見込まれる財政需要などに的確に対応するため、自主財源の積極的な確保や市債残高の縮減に努めるとともに、事務事業の精査・見直し、事務経費の抑制及び事務執行の効率化に取り組んだところです。以上で、財政課分の説明を終わります。

○財産管理課長（田上哲夫君）

財産管理課関係について御説明申し上げます。平成30年度決算に係る主要な施策の成果の9ページをご覧ください。まず、財産管理業務では、建設部を除く各課等からの依頼を受けて、土地の分筆、所有権移転等の登記を行っております。平成30年度は8件の依頼があり、すべて完了いたしました。また、各課等からの依頼による物品調達等に係る入札は166件を執行いたしました。このほか、主に国分庁舎で共用使用しております公用車17台につきましては、グループウェアなどを活用して、効率的な運用と適切な管理に努めてまいりました。次に、霧島市公共施設管理計画の推進につきましては、公共建築物の保有量の適正化へ向けた第1期実施計画前期の着実な実行や新電力の導入による維持管理コストの削減に取り組みました。以上で、財産管理課分の説明を終わります。

○工事契約検査課長（松崎浩司君）

次に、工事契約検査課の関係について御説明いたします。決算書の114～117ページの土木総務費、決算に係る主要な施策の成果の10ページをお開きください。工事契約検査課の決算につきましては、決算書の土木総務費の中に含まれておりまして、予算現額621万5,000円に対し、支出済額620万3,066円となっております。主要な施策の請負工事・業務委託検査事務につきましては、具体的措置として、建設工事検査件数338件、委託業務検査件数154件の完成検査等を実施しました。成果としましては、市が発注する請負工事や工事に係る業務委託について、検査基準等に照らし検査を実施し、目的物が設計図書どおりに完成したことを確認した結果、工事成績評定実績におきまして、工事請負金額130万円以上の評価対象工事・220件の平均評定点数が、78.0点であり、評定区分のBランク、75点以上80点未満・Aランクではないが優秀な工事に該当したことから、工事目的物の品質確保や技術水準確保がなされたと考えております。また、公共工事担当職員研修の開催や加治木労働基準署主催の建設工事関係者連絡会議への参加などにより、工事担当職員のスキル向上を図ることにも努めるとともに、受注者の意欲の増進を図り、品質確保・技術向上に資するために、平成30年度に優良工事等表彰制度を定め、本市が発注する建設工事において、他の模範になると認められる優良な工事の中から、これを施工した企業とその現場の担当技術者を表彰することとし、令和元年度内の工事を対象に令和2年度に表彰します。次に、入札執行事務につきましては、具体的措置として、342件の入札等を執行し、うち条件付一般競争入札154件、指名競争入札174件の合計328件を電子入札で執行し、総合評価落札方式については8件を執行しました。成果としまして、平成30年度も不正行為等が発生することなく、入札事務が適正に実施でき、入札の透明性・公平性がより一層図られたと考えております。入札制度につきましては、前年度より引き続き、建設工事に係る予定価格の事後公表を2,500万円以上で実施するとともに、ダンピング受注の防止と成果品の品質確保のため

に、建設工事に係る業務委託において、最低制限価格制度を導入しております。また、前年度より引き続き、労務・技術者単価の特例措置やインフレスライド条項の適用措置を講じたことで、品質確保や人件費充当への適正な対応が可能になっております。以上で、工事契約検査課所管の事業についての説明を終わります。

○総務部参事兼税務課長（谷口隆幸君）

次に、税務課関係につきまして御説明いたします。決算に係る主要な施策の成果の11ページから13ページになります。市税の課税につきましては、公平で公正な賦課を基本に、適正な課税処理を行うよう努めてきたところがございます。決算に係る主要な施策の成果11ページをご覧ください。市民税のうち個人市民税の現年課税調定額が52億147万8,719円、対前年度比は、3.30%の増であります。法人市民税の現年課税調定額が15億1,762万4,700円、対前年度比は11.45%の減であります。次に、12ページをご覧ください。軽自動車税の現年課税調定額が4億4,303万3,600円、対前年度比は3.99%の増、市たばこ税の現年課税調定額が8億3,404万5,774円、対前年度比は1.67%の減、入湯税の現年課税調定額が9,685万1,140円、対前年度比は5.98%の減となっております。なお、譲与税及び交付金関係につきましては、先ほど説明申し上げたとおりであります。次に13ページをご覧ください。固定資産税の現年課税調定額が76億8,741万1,667円、対前年度比は3.59%の増であります。内訳としましては、土地の現年課税調定額が18億9,440万1,580円、対前年度比2.8%の減、家屋の現年課税調定額が35億8,162万9,703円、対前年度比0.3%の減、償却資産の現年課税調定額が22億1,138万384円、対前年度比117.64%の増であります。都市計画税の現年課税調定額が5億810万2,973円、対前年度比1.64%の減であります。なお、市税全体の現年課税調定額が163億9,139万5,673円、対前年度比1.38%の増であります。以上で、税務課関係の説明を終わります。

○収納課長（萩元隆彦君）

次に、収納課の歳出決算に係る概要につきまして、御説明申し上げます。決算附属書は74ページから75ページ、決算に係る主要な施策の成果は14ページになります。収納課におきましては、税の公平性の確保・納税秩序の維持のため、「納税者が納税しやすい環境づくり」と「滞納処分の強化」の二つを主軸に置き、適正な収納管理と更なる徴収業務の推進を図り、財源確保に努めているところであります。「納税者が納税しやすい環境づくり」につきましては、納期内納付・自主納付促進のため、口座振替納付を推進するとともに、コンビニエンスストア収納の実施により、24時間いつでも納付できる環境を整え、納税の利便性を図りました。また、平成24年度から取り組んでおります納税お知らせセンター業務や毎月1回の休日納税相談日の実施についても継続して行っているところです。「滞納処分の強化」につきましては、徹底した財産調査の結果、預貯金や給与、不動産などの財産を1,900件差し押さえて、約5,406万円を換価し、市税等に充当するなど徴収強化に取り組んだところです。このほか、差し押さえ可能な財産の判明しなかった者については、執行停止をいたしております。これらの継続した取組の結果、平成30年度におきましては、個人市民税、固定資産税、軽自動車税、都市計画税の徴収率は、それぞれ昨年度を上回っており、市税全体でも平成22年度から8年続けて前年度を上回っております。以上で、収納課の決算に係る概要につきまして、説明を終わります。

○委員長（新橋 実君）

ただいま説明が終わりました。質疑はありますか。

○委員（木野田 誠君）

税務課にお伺いします。先ほども質問で触れさせてもらったのですが、入湯税です。調定額が前年度比5.98%の減ということですが、インバウンドなどを含めると、去年は最高に来客数が増えた年であったわけですが。徴収率は100%ということになっておりますが、この5.98%の減はどういういきさつで、こうなりましたか。

○総務部参事兼税務課長（谷口隆幸君）

いろいろ調査をしてみました。委員がおっしゃるとおり、インバウンド等でたくさん来られてはいるのですが、平成30年度につきましては、やはり新燃岳、あと硫黄山の影響で大分、観光客等が減っているというような情報を得ました。それが減になった大きな要因と考えているところでございます。

○委員（木野田 誠君）

それ以上は、観光課に聴いたほうがいいですね。

○委員（山田龍治君）

税務課のほうにお尋ねします。償却資産の減免調定額が前年度と比較すると117.64%。二桁、ほかのいろいろな比較数字とすると非常に高い数字を示しているのですが、この理由は何でしょうか。

○総務部参事兼税務課長（谷口隆幸君）

先ほど総括のときもお話しましたが、償却資産については太陽光が非常に大きなウエイトを占めている部分がありまして、メガソーラーという太陽光発電の新設があったことによりまして、償却資産が増えたというふうに考えているところでございます。

○委員（宮内 博君）

総務課の関係でお尋ねします。まず、職員の健康管理事業の関係で、昨年度よりも長時間労働者に対する面接者数は15件少なくなっているということですが、21人の課毎の人数を教えてくださいませんか。

○総務課主幹（石神幸裕君）

平成30年度の21人の内訳でございますけれども、財政課13人、子育て支援課5人、税務課2人、観光課1人でございます。

○委員（宮内 博君）

昨年からは、最も残業が多い財政課の人数が増えているという状況にあるのではないかと、思います。昨年度は11人という報告で、今回13人ということですが、この残業の増えた原因と残業の状況ですね。長時間労働と言われる方たちの残業が何時間に及ぶ長時間労働だったのか。個別具体的に明らかにしてください。

○財政課主幹（村岡新一君）

ただいま資料を持ち合わせておりませんので、後ほど資料を確認し、お答えさせていただきます[25ページに答弁あり]。

○委員（宮内 博君）

それで、面接を行って、改善がどういうふうになされたのかということも、併せて後ほど御報告ください。同時に、病気等による療養が必要なために、現在、療養をされていらっしゃる方たちが何人いらっしゃって、それらの症状がどういうものなのか、その辺の資料もありますか。

○総務課主幹（石神幸裕君）

最初に宮内委員が質問されました残業の時間数ですが、平成30年度の最高の時間数は年間796時間の職員が一番でございました。現在の療養者については、現在は、病休中の者は7名おります。メンタルで休んでいらっしゃる方がほとんどでございます。

○委員（宮内 博君）

この報告の中にもメンタルヘルスの研修の受講者は、平成30年度の実績として102人ということで報告されているのだけれど、前年度実績よりも2人は増えている状況にはあるのですが、報告では、そのほとんどがメンタルで休んでいらっしゃるということですが、それらの改善については、各課どのように議論して改善に取り組んできたのか、その辺もあればお示しいただければと。昨年の病休の方は36人という報告がなされた経過がありましたので、それからすると人数については大

分少なくなっているといることでもあります。この間、何らかの改善が進んだのかなと思いましたが、そのことについてお尋ねしているところです。

○総務課主幹（石神幸裕君）

メンタル対策におきましては、現在、総務課と委託しております株式会社こころ機構とタッグを組みまして、24時間の電話相談、研修等を行っております。なおかつ、こころ機構にお願いして4月の大きな定期異動の後にアンケートを実施しております。その後、秋にストレスチェックを行っております。その分析を基にそれぞれの職場の特色が出ています。それらを所属課長にフィードバックしまして、あなたの職場にはこういう特色が出ていますということで伝えております。あと個別的には、面談の申込者についてはこころ機構でカウンセリングを行い、総務課に相談がある場合は必要に応じ、カウンセラーとタッグを組んで対応しているところです。

○委員（宮内 博君）

先ほど、残業の最高時間数が796時間ということであったわけです。これは最も人数の多い財政課なのかなというふうに思いますけれども、まずそれが確認したい第1点ですね。二つ目には、実際には人手が足りないというのは、こういう残業に現れていると思うのです。ですから、これらを減らすために、どういう取組をしてきたのかということについても御報告いただければと思います。

○総務課主幹（石神幸裕君）

まず、年間796時間は、財政課ではなく、子育て支援課でございます。人手が足りないというところで言えば、財政課は長時間労働の該当者は多いのですけれども、年間でいえば昨年度、財政課で一番多い人間は534時間でございます。ですから、どうしても予算編成時期に長時間になることが多く、長時間の面談者としては伸びが多いのですけれども、平均すると時間数は以前よりも格段に減っているところでございます。残業を減らすための取組については、以前から時間外勤務削減の虎の巻というものを作っており、それを毎年更新しながら年度当初に管理職を集めて研修会を行っております。また、今年の4月からは時間外の上限を定めましたので、それに伴って毎月45時間超えた者については、こちらから所属課長に、要因は何か、対策はできないのかという通知を毎月行っております。これを繰り返す中で、年度末には庁議において、部長が総括し市長に報告して、次年度以降に生かすような取組を今年から始めています。

○委員長（新橋 実君）

ここで、しばらく休憩します。

「休 憩 午後 0時01分」

「再 開 午後 0時58分」

○委員長（新橋 実君）

休憩前に引き続き会議を開きます。引き続き、総務部関係の審査を行います。

○総務部参事兼財政課長（小倉正実君）

午前中の総務課関係の長時間労働者の面接の状況で、財政課の状況でございます。平成30年度が13名、平成29年度が11名ということでありました。それを月別に見ますと、6月が平成30年度が1人、平成29年度が0人、11月が平成30年が2人、平成29年度が3人、12月が平成30年度が3人、平成29年度が1人、1月が平成30年度が7人、平成29年度も7人となっております。合計で平成30年度が13名と、平成29年度が11人となっております。財政課の場合ですと、当初予算の予算編成時期ということで、どうしても11月から1月に掛けて時間外勤務が多い状況にあるところです。その中で、平成30年度につきましては、平成29年度と比較して、予算編成作業を始めるのが若干ずれて遅くなった状況等がありました。そのために、11月については1人少なくなっている状況でありますけれども、12月にその分が増えておりますので、結果として12月が1人から3人に、2人増えた状

況になっているところです。全体としましては、先ほど石神主幹のほうからも話がありましたとおり、財政課の時間外としましては、年々減ってきている状況であります。財政課としまして、予算編成のやり方等の見直しやシステムの有効活用等を図りながら、職員の事務負担の軽減が図られるように努めているところでございます。

○委員（宮内 博君）

その件については了解いたしました。それで最高の残業時間を子育て支援課のほうで出しているということで、796時間と。先ほどの答弁でも、子育て関係の事業で5人、長時間労働があったということであります。こちらのほうの関係は、長時間働かざるを得なかった状況というのはどういうことが理由であったのか。ほかの4人の方についてはどうなのか、お聴きしておきます。

○総務課主幹（石神幸裕君）

子育て支援課におきましては、今年も国の制度改正による無償化の作業を進めておりまして、職員はかなり忙しい状況にあります。平成30年度におきましては、入所の数が多くて、入所の審査、あと平成30年度にシステムの入替えを行ったということで、旧システムと新システムの入力を二重にしなければならなかったということで、時間外が増えております。その対策としましては、行革のほうで今年4月に2名を増員して、時間外が減る対策は行っているところです。

○委員（蔵原 勇君）

安心安全課にお尋ねですけれども、交通安全施設整備事業の中で、ガードレールとかガードパイプ、これについて総延長が637mとなっていますが、この工事発注と、一番長い距離と短い距離をお示しいただきたい。

○安心安全課主幹（野辺貞孝君）

まず後のほうの質問から、一番短いのは3mというのがございます。長いのは580mの要望があったということでございます。これについては、人と車との間のガードパイプ、あるいは車の安全を確保するガードレールで、短いほうは人が用水路に落ちたりしないためのそういった対策を施すものでございます。それから、こういった事業というのは、まちづくり計画のほうで上がってくるもので、市としては6月から7月にかけて館長さん方に各地区の課題のヒアリングを致します。そういった中で、こういった要望が寄せられるところです。ですから、必然的にその要望を聴いて、現地を見て、優先度、危険度を勘案して、発注ということになりますので、どうしても9月、10月、11月に設計して、入札ということになりますので、秋以降に作業が行われるということでございます。

○委員（蔵原 勇君）

分かりました。もう一点だけお尋ねですけれども、例えば平成31年度が4か月ちょっと。令和2年度の3月まで、次年度に繰越しというか、平成31年度にできなかった分が――。

○委員長（新橋 実君）

すみません、平成30年度ではないんですか。

○委員（蔵原 勇君）

ややこしいですね。次年度に繰越しというか、積み残しというか、優先順位の高い所、大変な所などは、早急な対応はできないのかな。

○安心安全課主幹（野辺貞孝君）

確かに積み残しというのはございます。予算が潤沢にあれば要望に対して100%できるのですが、危険度、優先度をどうしても付けなければならないということから、繰越しということがあります。先ほど、長いのは580mというものがありますが、当然、580m全部をガードパイプですることはできません。その中でも、部分的には危険度とか、そういった所を先にやっていくというケースで、残った部分については次年度以降、もう一回、現場を見て考えてということになったりす

ることがあります。年度末に入札執行残とかがあった場合は、ガードレール、ガードパイプに限らず、路側帯の線であるとか、不明瞭な道路の路面の表示などを随契でやるなど、そういうやり方はやっているところでございます。

○委員（池田綱雄君）

関連でお尋ねしますが、ガードレールとか区画線とかありますけれど、土木課でもやっていますよね。安心安全課とどこで分けているのですか。

○安心安全課主幹（野辺貞孝君）

まず、予算は安心安全課のほうにあります。そして、建設施設管理課に、各地区の担当者がいて、そちらのほうがそれぞれ作業をすることになります。もう一つ、耕地課サイドの部分がございます。農道の関係で中心に動くというようなことがあります。市のこういった施工には当初予算で3,000万円を安心安全課のほうに持っていて、それぞれ建設施設管理課、耕地課の各担当ということをお願いしている、この予算の実績の報告ということでございます。

○委員（池田綱雄君）

安心安全課で一括して持っていて、それぞれ分けているという理解でいいですか。

○安心安全課主幹（野辺貞孝君）

はい、おっしゃるとおりです。

○委員（池田綱雄君）

分かりました。税務課にお尋ねします。都市計画税についてですけど、現年度の調定額が前年度比1.64%の減であるという説明だったのですが、この理由は何ですか。

○総務部参事兼税務課長（谷口隆幸君）

都市計画税の調定額が前年度と比較しまして1.64%の減となった要因につきましては、都市計画税は土地と家屋で構成されております。まず土地については、平成30年度は評価替えの年であり、よく調べてみますと地価の下落の影響を受けたことで、下落率が2.9%でございました。一方、家屋につきましては、同じく評価替えの年であり、下落はしておりましたけれども、新築棟数が前年度より100棟ぐらい増えておりますことから、下落率が0.8%ほどに止まっております。そのため土地と家屋のトータルで1.64%の減となったところでございます。

○委員（木野田 誠君）

安心安全課にお伺いします。防災行政無線運営事業ですけども、私は過去、一般質問でも、ある地区に無線の塔が建って、どうしても聴こえない地区があるから、ここに新たに設置してくださいというような要望もしたことがありましたけれども、それはここにも書いてありますように、防災行政無線と地域のコミュニティ無線とを接続するから、その辺は解消できるというようなことで、新たに建てるつもりはないというような回答を頂いているわけです。確かに、防災行政無線とコミュニティ無線は接続されておりますけれども、最初に、私どもが要望している新たな防災行政無線を見直して建てるというような計画は持っていらっしゃいませんか。

○安心安全課長（石神 修君）

防災行政無線の屋外拡声子局といいますけれども、それにつきましては、平成20年に整備構想を立てまして、平成22年度から平成26年度にかけて整備したところでございます。今、その整備計画は全て終わっておりまして、今の段階ではコミュニティ無線との接続のほうに移行しているということでございますので、今、新たに屋外拡声子局を建てるということは考えておりません。

○委員（木野田 誠君）

現実的に、私のいる旧霧島町内でも火災が何件かありまして、防災無線がないところの団員だけが今年1年間で2回ほど出動できていないというような事実があるわけです。やはり、そういうところを重く考えていただいて。消防団員も火事があつて行けなかったら、「いや、聞こえなかったん

だ」というのは恥ずかしいですよ。今度の台風19号もそうですけれども、いついかなる災害が来るか分からないわけですから、その辺を考慮して、やはりもう一回検討し直す必要もあるのではないかと思います。今、私が質問した趣旨は、まず接続はされているけれども、火災のときのサイレンの吹鳴が防災行政無線で流れますよね。これはコミュニティ無線には流れていますか、流れていませんか。

○安心安全課長（石神 修君）

私の所にはコミュニティ無線がないものですから、実際、鳴ったときにコミュニティ無線が入るかどうかわかりませんが、恐らく、消防に関しては消防局のほうで整備しておりますので、防災行政無線の子局は、あくまでもその場所を貸しているということでございます。消防局のほうではメールとか、いろいろな情報伝達手段を持っていると思いますので、消防につきましてはそちらのほうを活用していただけたらと思います。

○委員（木野田 誠君）

今おっしゃったように、私の所にはないから分からないという答弁で、私もそれ以上は言いませんけれども、その辺の事情を分かっている、私どもはお話ししているわけです。どういう事情があるからとか、もうちょっとその辺も調べていただいて結論を出していただきたいというのが、第一印象です。申し上げたのは、消防に出動できなかったというのは、そこにコミュニティ無線が入っていないのですよ。私が質問したときは、聴こえなくてもコミュニティ無線で聴こえるから大丈夫ですという答弁でお断りを頂いたわけですが、実際は入っていないのです。もちろん、さっき言いましたように消防局と消防団との関係は、電話を使うなどの形で団員に連絡するシステムはできておりますけれども、それでは十分でないところもあるわけです。農作業に行ったり、外の仕事をしていると電話の音も聞こえたり聞こえなかったりします。もう一回、そういうところを考えていただいて、この件については再考していただきたいと思います。それと、消防局との関係があるということでありましたけれども、これについても前々から申し上げているように、横との連絡について、課長のところでされる必要があるのではないですか。どうでしょうか。

○安心安全課長（石神 修君）

元々、この防災行政無線機というのは、今まで使っていた消防のモーターサイレンの替わりとして付けたものではございません。あくまでも防災情報を伝えるため手段として設置したものでございます。市内で222基設置されておりますけれども、この屋外拡声子局で全ての地域に伝達するような手段としては、当初の段階から入っておりません。聞こえない所については、コミュニティ無線等の接続なり、あるいは緊急速報メールなり、そういったことで活用しようということで、あくまでも情報伝達手段の一つとして考えて造られたものです。ですので、消防に関しては、元々、構想の中に入っていなかったものです。後から消防のモーターサイレンがデジタルに変わるということで乗っかってきたもので、大変申し訳ないのですが、当初の段階でそういう構想だったものですから、議員がおっしゃるように十分に整備されていないというようなこともございまして、地域の皆さんには御迷惑を掛けているところではございますが、当初の計画どおり子局の整備は終わったということで、繰り返しになりますが、今のところ整備は考えておりません。

○委員（木野田 誠君）

石神課長は、これを設置した時期に担当課長ではなかったのも無理は言えませんが、ただ、防災行政無線は消防には関係ない施設だというような言い方をされると、その説明が当時あったかというところは記憶にないです。総務部長どうですか。

○総務部長（新町 貴君）

当初の設置時の状況については、私もよくは覚えていませんが、今言われたような問題があったりするということですので、消防局のほうにも確認はしたいと思います。

○委員（木野田 誠君）

できれば、とりあえずはその辺を消防局との横の連絡をとっていただいて、サイレン吹鳴もコミュニティ無線で聞こえるように手立てをとっていただけたらと思います。もう一つ、安心安全課にお伺いしますが、LEDの照明器具の交換を111基されたということです。主要な施策の成果では、中学校から要望があったとありますが、まちなかの街灯も含めて、LED化の進捗は、対象はどれぐらいあって、総体的に平成30年度でどれぐらい終わっているかお伺いします。

○安心安全課主幹（野辺 貞孝君）

安全灯ということで、市が直接、電気代、維持管理をしていることについてお話ししますが、市内に640灯ございます。その中で、主要な施策の成果にありますように、111基を今回変えることができて、278基がまだ蛍光灯として残っております。率にしまして、56.5%ぐらいLED化が実現したということで、年々、電気代が減ってきておりますけれども、蛍光灯からLEDに変わった成果ということです。あと、半分までいきませんが、LED化には、もう少し予算と時間が掛かるのかなと考えております。

○委員（木野田 誠君）

主に中学校からの要望等に基づき設置されているということでもありますけれども、既に設置してある所があって、電柱に取り付けてあると思いますけど、道路の周りの木が電柱を覆い被さっているようで、街灯の役目をしているのか、していないのか分からない。あるいは、木の陰になって昼間でもライトが付いているという所もあつたりしますが、その辺も道路施設管理課などと連携を取って解消していただきたいと思いますが、要望ですがどうでしょうか。

○安心安全課主幹（野辺 貞孝君）

市民の方々が見られると、これが安全灯で、これが防犯灯で、これが街路灯で、というのは全く区別がつかないと思います。安全灯の数字を申し上げましたけれども、防犯灯もたくさんそういう所があると思います。隣近所の樹木で遮られているとか、昼間でも電気が付いているとかですね。連絡を頂けば、安心安全課もですが、各地域振興課も維持管理に努めておりますので、そこは速やかに対応したいと。また、防犯灯については、それぞれの自治会での維持管理ですので、会長さんを通じてお話しして、その辺については、速やかに対応したいと考えております。今後も要望を頂ければ、すぐ動きたいと思います。

○委員（松元 深君）

コミュニティ無線になります。不用額調書の7ページ、工事請負費の予算現額が700万9,000円で、工事契約状況を見ますと福山地区のコミュニティ無線が整備をしたわけですが、約700万円の予算に対して約490万円の不用額となっておりますが、当初の計画は福山の1か所だったのか、違うときはできなかった理由をお伺いします。

○安心安全課防災グループ長（有村 浩君）

コミュニティ無線を現在、整備されている地区で、防災無線に設置していない地域が20か所ございます。21か所であったところを1か所やりました。要望があったところ、御理解が得られたところについて、コミュニティ無線と防災無線を接続するという工事を行いますが、残り20か所については、コミュニティ無線の更新時期等でしていく計画を、例えば令和2年度なり、順次、計画的に行っていくということで、平成30年度については1か所の実施になりました。

○委員（松元 深君）

約700万円の予算を組んでいたということは、計画では三、四か所する計画があったのかということです。主要な施策の成果においては、その辺の内容も書いていないので、例えば4か所あって1か所しかできなかったということであれば、その説明も必要ではないかと思い、質問しました。どうなのでしょう。

○安心安全課防災グループ長（有村 浩君）

要望に応じて接続工事を実施いたしますので、別途、更新時期等の計画を頂き、実際に予算要求時点ではある程度見込んでいましたが、令和2年度計画で八つの地区との接続を計画いたしました。平成30年度で行ったのは1か所のみということです。その後は計画的に行っていきます。

○委員（宮内 博君）

先ほども、安全灯については少し議論がありましたけれども、防犯灯についてお尋ねしておきたいと思います。平成30年度の当初予算では、防犯灯の設置等を含む防犯組合への運営費事業補助として2,067万5,000円を計上された経過があります。そこで、防犯灯の設置について、LEDを128基、蛍光灯を682基の810基の整備をするということで説明されたと思いますが、これらの整備のために2,049万3,000円が事業費として計上された経過があります。まず、それが結果的にどうなったのかお示してください。

○安心安全課長（石神 修君）

防犯灯につきましては、防犯組合に補助金を出しまして、防犯組合で設置をお願いしているところです。平成30年度につきましては、LEDの新設を139基、LEDの取替えを1,096基したところでございます。これによりまして、全体で約8,400基ありますが、このうちの33%がLEDに替わりまして、残り約三分の二が、これからLED化を進めていく状況でございます。

○委員（宮内 博君）

防犯灯については、先ほどあったように、それぞれの自治会が基本料金の負担をしているというような形になっています。LEDの基本料金というのは、1か月131円、蛍光灯の場合が259円ということですね。電気料が大体半分くらい安くなるようなことで、自治会の負担も非常に軽減されるということになるわけです。昨年度、1,096基を新しく蛍光灯から交換をされたということで、まだ未整備分もかなり残っているという状況にあります。これは当然、計画的にLED化を進めていくということになるかと思いますが、その確認が1件。もう一つは、自治会が基本料金を負担しているということで、自治会などの総会等の中では、なぜ、自治会員だけが防犯灯の費用を負担しないといけないのかと。防犯によって、同じような恩恵を受けているのは自治会に入っている、入っていないにかかわらず同じではないかということで、自治会が自治会未加入者に電気料金の負担を求めるというような動きもあります。その辺の状況をどのように捉えていらっしゃるのか。本来なら防犯ですので、市がきちんと対応すべき案件だと思いますけれど、平成30年度の事業の中では、それらの問題がどのように議論されたのかお答えください。

○安心安全課長（石神 修君）

2点目の電気料金の負担の問題ですけれども、防犯灯につきましては、各自治会や地区自治公民館単位で設置していただいておりますので、その要件としまして、電気料金については、それぞれ負担していただくということを前提にやっておりますので、これからも同じようなことでお願いしていきたいと思います。自治会なり地区自治公民館の加入率が100%でない、加入していない方も恩恵を受けているという御意見も確かにございますけれども、それにつきましては、今のところ、私どものほうでは先ほど申し上げましたように、地域負担でお願いしたいと考えております。それから1点目にありました今後の整備につきましても、これまで平成29年度から予算を2,000万円に増額しておりますので、引き続き、今後も財源を確保しながら整備を進めてまいりたいと考えております。

○委員（宮内 博君）

今後も自治会の負担でお願いしたいということですが、担当は別ですが、自治会の組織率は60%切っていますよね。4割は加入していないという状況にあって、その分も含めて自治会員が負担しているという現実があるというのはお認めになるだろうと思いますが、そういった地域間のあつれきを、どういうふうに見消していくのかという点で議論があったのか、なかったのか、そのこ

とについてはどうですか。

○安心安全課長（石神 修君）

地域間というのは、地区自治公民館なり自治会同士でということもありますし、自治会内、地区自治公民館内ということもあるかと思えます。やはり先ほど申し上げましたように、当初の段階から整備につきましては、自治会なり地区自治公民館の負担でお願いしたいということでやっておりますので、その辺は御理解を頂きながら、今後も同じ考えで進めてまいりたいと考えております。

○委員（宮内 博君）

やはり若い世代にずっと我々も引き継いでいかなければいけないということになっていくのですけれども、様々な変化が地域で起こっているというのは、よく見ておく必要があるのではないかなと思います。自治会の皆さん方が組織するのに、いかに苦勞しているのかということなども直接、耳に入っているのではないのかと思うのです。ですから、そういった本来、市が担うべき負担について、自治会に入っている人たちだけが払わなければいけないという矛盾というのは、当然入っていらっしゃる方たちの中から出てくるのは当たり前のことですから、ぜひとも十分議論した上で、今後の対応をどうしていくのかということをお検討いただきたいと思いますけれども、部長どうですか。

○総務部長（新町 貴君）

防犯灯の電気代の問題については、一般質問等でも過去に出ておりました。加入、未加入の問題、今後また、高齢化によるいろんな問題等も出てくるかと思えますので、こちらのほうも議論はしていきますけれども、自助、互助、公助という考え方もございますので、そういうことも含めて全体的に議論していかないといけないのかと思えます。とりあえず、こちらのほうでもそういうものについては、過去にも私、この場で結果は別として、議題にしていくというようなことも言ったような記憶がございますので、今後、またそういうことについても検討はしていかなければいけない問題かと思えます。

○委員（平原志保君）

安全灯について、今回、溝辺で8基ということでしたが、あと何箇所の要望が残っているのか教えてください。

○安心安全課主幹（野辺貞孝君）

平成30年度中は溝辺からの11基の要望がございましたけれども、現地を見て8基でいいということで8基を設置したところです。それから横川、福山、国分の青葉小周辺から、中学校単位での要望が上がってきているところで、それにつきましては当然、今年予算の中で新規設置の対応を考えているところです。

○委員（平原志保君）

新規設置で聴いた所がプラス3か所ということですが、私は別な所も聴いていたものから、もうちょっとあるのかなと思っていたのですが、3か所ということで分かりました。できましたら、この金額なので、要望が来たら全部、また出ていなくても暗い場所、特に中山間地域の中学校周辺というのは真っ暗やみの所もまだまだありまして、特にその辺は、次の予算編成のときには一気に全て付けていただきたいという要望なのですけれども、中学校の数が増えているわけではないのですが、いまだにこうやって要望が上がってくるというのはなぜですか。この先何年も毎回上がってくるぐらい整備ができていない状況なのではないでしょうか。

○安心安全課主幹（野辺貞孝君）

まず、年間の予算が40万円という工事請負費でございます。NTTと九電の電柱が立っていれば、1基当たり2万円ぐらいで済みます。しかし、中山間地域になると柱から立てないといけないということになり、1基当たり20万円ぐらいかかります。当然、基礎もちゃんとしないといけませんし、

電線も九電にお願いして引っぱってこないといけないということがあって、要望があっても、全てをとすることは、なかなか今できない状況があります。予算の確保には努めますけれども、そういった状況があるところでございます。それから、新たな要望がこのように三つ上がってきているというふうに申し上げましたが、やはり、田んぼが潰れて新興住宅地が出来ましたというような事例があちこちありますと、どうしても、そこに新たな要望として上がってきますので、それに対しては対応していくというような考え方で、中学校からの要望を受けているところでございます。

○委員（平原志保君）

今の説明でよく分かりました。そもそも予算が少ないということで、ここは大幅に上げてもらわなければいけない部分だと思いますので、よろしく願いいたします。

○委員（久保史睦君）

収納課にお伺いしたいと思います。先ほどの口述の中で滞納処分の強化という部分に関して、1,900件差し押さえて、5,400万円近くを換価したということで、ざっくり計算すると1日5件から10件ぐらいの差押えで1件当たりの単価にしたら、約2万円から3万円ぐらいの金額を換価していると捉えています。これで主要な施策の成果を見てみると、換価された件数が1,837件というふうになっていますけれど、この口述書の表現から言うと残りの53件というのは、債権者としてどのような形で対応しているのかと。それと、差押可能な財産の判明しなかった者については執行停止だと。今のお話を戻すと、差押可能な財産の換価できなかった者が53名いたという認識でいいのかという部分と、どのような形で換価されたのかについてお聴きしたいと思います。

○収納課長（萩元隆彦君）

この53件につきまして、まず、1,837件の換価件数は、去年若しくはその前に差押えたもので、平成30年度中に金銭に換える手続をしたものという形になります。1,900件は、差し押さえた分の表示でございまして、そのうち全部を換価しているわけではございません。例えば不動産の差押えをした場合とかは、必ずしもその年度中に公売をして現金化するということにはつながりません。差押え若しくは換価の財産の種別なのですが、それにつきましては、ほとんどが債権の差押え、簡単に言うと預貯金の差押えが主になっております。その後、不動産、生命保険、給与、そのような内容になっております。

○委員（鈴木てるみ君）

職員健康管理事業についてお尋ねします。先ほどの説明では、病休中の方が7名いらっしゃるということで、全員メンタルという説明だったのですが、発症したときにどこの課にいらしたか教えてください。

○総務課主幹（石神幸裕君）

先ほど申しあげました7名につきましては、今現在休まれている方の報告を致しました。平成30年度におきましては、30日以上療養をされている方は38名。そのうち、メンタル不全の方が12名いたところでございます。毎年それで報告はしているところです。どこの課であるかについては、特定することになりますので、控えさせていただきたいと思います。

○委員（宮内 博君）

今の職員健康管理事業の関係は、先ほどの答弁とぜんぜん違う話で、現在の状況を先ほど説明したということですが、平成30年度の決算を議論しているわけですので、そこでの状況というのを正確に報告してもらわないと、議論が噛み合わないということになりますから、そのところは再度答弁を訂正していただけないでしょうか。

○総務課主幹（石神幸裕君）

先ほど宮内委員のほうからの御質問が、現在というふうに聴こえたものですから、現在は7名でお答えしたところで、非常に申し訳ございませんでした。平成30年度で報告している数字は、先ほ

ど鈴木委員に申し上げたとおりでございます。失礼いたしました。

○委員（宮内 博君）

主要な施策の成果の9ページの財産管理の関係でお尋ねします。今回、登記依頼件数で8件が完了したという報告であります。この間、市有地として購入した土地、あと未登記の部分も含めて、どれくらいが残っているのか、その辺を御紹介いただけませんか。

○財産管理課課長補佐（濱崎利広君）

平成30年度は土地を3件売っております。国分郡田、国分重久、隼人のほうを売っております。未登記の数は現在1,691件でございます。

○委員（宮内 博君）

1,691件あって、年間で8件と。こういう進捗状況なわけですが。時間がたてばたつほど困難になるという要因をはらんでいるわけですね。特に相続する方が相当数に上ったり、あるいは行方不明者がいたり、あるいは海外のほうに渡航されていて所在が掴めないと。こういう案件もかなりあるのではないかというふうに思いますけれども、平成30年度の決算結果を踏まえて、どのような年間計画を持ってやろうとしているのかお聴かせください。

○財産管理課長（田上哲夫君）

計画というものは特に――。件数としては取り掛かっている部分から進めておりますので、同時進行で、解決していったものが実績で上がってくるというような形です。いろんな事情がありますので、計画どおりになかなかいかない部分があります。その年にできる範囲で進めているのが実態でございます。

○委員（宮内 博君）

それはそうですね。成果として現れるのは、それらの状況をクリアできたものということになるわけですから。であればお尋ねしますけれども、今、何件ぐらいそういった取組に掛かっているのでしょうか。

○財産管理課長（田上哲夫君）

本庁だけでなく、各地域振興課のほうの土地もございまして、進捗状況としてそれをカウントするというのを、今ここで数字はまとめておりませんので、どういう形でカウントするかも含めてもう一回振り返ってみたいと思います。

○委員（宮内 博君）

牧園総合支所の造成事業関係についてです。事業費も投入されて2工区に分けて工事が行われたと。約9,000万円の事業費が活用されているということになっているのですけれど、当初予算の議論の中でも、牧園の現庁舎のランニングコストの関係で議論があったところなんです。大体2,000万円以上のランニングコストが掛かるというふうに言われているのですけれど、平成30年度は幾らほど掛かったのか、お示しいただけませんか。

○総務課主幹（中村和仁君）

牧園総合支所の平成30年度の庁舎維持費、全て含めると2,124万7,479円となっております。

○委員（宮内 博君）

2,100万円を上回る維持費が掛かっているということです。それで、新しく庁舎を移転しても、これは同じような費用が掛かるというふうに言われてきました。それで、早期に移転後の活用策をどういうふうにするのかということで、平成30年度に詰めて議論をするというふうに確認をした経過があるのですけれども、どのような議論がなされて、一定の方向性が見えたのかどうか、その辺をお示しください。

○財産管理課長（田上哲夫君）

本会議のほうでも何回かお答えしていることとございましてけれども、確実な方針というようなも

のはございませんが、幾つかのあらゆる可能性を探っているというようなお答えをしているところでございます。立地している場所が観光地である地域でありますので、観光振興に寄与するような事業も含め、検討しているところでございます。特にまだ決まった内容はございません。

○委員（宮内 博君）

ということは、まだ具体的には進んでいないというような御回答なのではないかと思えますけれど、そのまま推移していくわけにはいかないわけですが、それについて、どういう体制で臨もうとしているわけでしょうか。

○財産管理課長（田上哲夫君）

全く進んでいないというわけではなく、幾つかの方向性というのを持ちながら、実現の可能性という部分で、実際どういった形で実現できるのかというような段階もございますので、全く進んでいないというわけではございません。

○委員（宮内 博君）

計画は毎年進んでいくわけですよ。造成はほぼ終わっているという状況になっているのではないかと思います。同時に、事業には着手していくということになるわけで、当然、移転後の状況を見据えていかないと、毎年2,000万円の維持費が掛かるようなことが、そのまま継続されるということになりますと、当然、市民の皆さんからも批判の声が広がっていくことになると思いますので、そこのところは強く要請しておきたいと思えます。

○委員外議員（植山利博君）

先ほどから、地方交付税が令和2年度までで終わるというような議論が盛んになされております。部長の口述書の中でも、普通交付税が令和2年度の合併特例措置が終了に向けて、段階的に減っていくという表現をされているのですが、今までの議論を聴いていくと、令和2年度でプツツと終了するというような表現も、総務部の財政課長の表現の中ではあるわけです。ここで確認ですが、5年延長されたこの措置が、令和3年度から段階的に減っていくということになっていると。これは何年かけて、1市6町が合併する前の基準財政需要額に応じた交付税措置が、霧島市1市だけの基準財政需要額に対する交付税になるという理解でいいのですか。

○総務部参事兼財政課長（小倉正実君）

普通交付税の合併特例措置につきましては、もう既に平成28年度から段階的な縮減が始まっておりまして、令和2年度で9割の削減になります。令和3年度からはもう完全な一本算定ということで、霧島市単独での算定になるということで、それから後についても同じ水準ということになります。現在、縮減がどんどん進んでいる状況になっております。

○委員外議員（植山利博君）

分かりました。次に、先ほどからも議論になっています入湯税についてですが、入湯税が口述書では、「市税に係る課税客体を的確に把握するとともに」という表現をされております。入湯税については自主申告だというふうに理解しておりますので、課税客体として100%捕捉されているという理解でいいですか。

○総務部参事兼税務課長（谷口隆幸君）

委員のおっしゃるとおりでございます。

○委員外議員（植山利博君）

徴収率も100%ですよ。だから、その捕捉が100%であるという検証はどういう形でなされていますか。

○総務部参事兼税務課長（谷口隆幸君）

委員がおっしゃるとおり、申告課税でございますので、我々もその捕捉について、具体的な調査は行ってないのですが、ある程度、そういう場所とか、そういう建物とか、そこら辺りの

部分の中で、客観的という言い方が正しいか分かりませんが、そういう形で捉えさせていた部分でございまして、去年と事業所数は変わっていないかと思うのですけれども、そこから辺りは確認をしながら進めているところでございます。

○委員外議員（植山利博君）

最後です。公平、平等な課税、合理的な課税客体の捕捉、これは非常に行政にとって重要な案件であります。客観的な評価が得られるような検証も進めていく必要があるかと思っておりますので、ぜひ何年かに一回は具体的な客観的検証を求めておきたいと思っております。

○委員長（新橋 実君）

要望ですか。

○委員外議員（植山利博君）

求めておきます。

○委員（宮内 博君）

先ほどの未登記の件数1,691件と。旧1市6町ごとに件数が分かりますか。

○財産管理課長補佐（濱崎利広君）

国分が426件、隼人が298件、福山が214件、溝辺が99件、横川が351件、牧園が231件、霧島が72件で合計1,691件になります。

○委員（山田龍治君）

秘書広報課にお尋ねいたします。資料のほうで、契約されているのが、株式会社南日本情報処理センターということで、200万円程度契約をしていますけれども、主要な施策の成果のほうでは新任の担当者を中心に操作技術を習得することができたということで記載されております。これは上記のホームページ更新、システム更新、サポート、全てにおいて200万円掛かっているのか。そして、災害時に早い情報の発表を市がされていますけれども、これは各課でされているのか、それともこの南日本情報処理センターがしているのか、お尋ねいたします。

○秘書広報課主幹（種子島進矢君）

最初の研修ですけれども、新任職員といたしますか、課等が変わって新しくホームページの担当者になったということで、50人研修をしております。その200万円の中にといいましては、200万円の中には保守料とか公開サーバーとかシステム運用というものが内訳として入っております。災害時の対応につきましては、例えば、台風で緊急に施設を閉めなければなりませんとか、イベント等が中止、延期になりますというような情報を集めまして、秘書広報課のほうでホームページにアップをしている状況でございます。

○委員長（新橋 実君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで総務部関係の質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 1時59分」

「再開 午後 2時04分」

△ 議案第75号 平成30年度霧島市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算認定について

○委員長（新橋 実君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第75号、平成30年度霧島市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算認定について、審査を行います。執行部の説明を求めます。

○総務部長（新町 貴君）

それでは、議案第75号、平成30年度霧島市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算認定について、よろしく御審査いただき、認定賜りますようお願い申し上げます。決算の詳細につきましては、安心安全課長が御説明申し上げます。

○安心安全課長（石神 修君）

議案第75号、霧島市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算について、御説明申し上げます。本事業は、交通事故による負傷者等に見舞金を給付する市独自の相互扶助事業でございます。平成30年度決算に係る主要な施策の成果に基づき説明いたします。149ページをお開きください。交通災害共済への加入状況は、掛金納入者である一般加入者数が2万1,341人で前年度比942人の減、掛金の免除者数は小中学生が1万1,014人で前年度比10人の減、75歳以上が1万7,214人で前年度比25人の減、加入者総数は4万9,569人で前年度比977人の減となっています。見舞金の給付状況は、死亡見舞金が1件50万円で前年度比3件150万円の減、傷害見舞金が136件765万円で前年度比13件34万円の減、合計137件815万円で前年度比16件184万円の減となっています。以上で、平成30年度霧島市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算に関する説明を終わります。

○委員長（新橋 実君）

ただいま、執行部の説明が終わりました。質疑はありませんか。

○安心安全課長（石神 修君）

昨年度、決算特別委員会の中で、平成31年度、令和元年度になりましたけれど、掛金の徴収対象者の見直しをすることということで、これまで、小・中学生と75以上の市民につきましては、掛金を免除して、全員加入者扱いとしておりましたが、本年度から掛け金を納付された方だけを加入者として運用するようにしております。以上、申し添えます。

○委員（木野田 誠君）

今日は、決算ですけれど、今の件で平成31年の状況を、数まで教えていただけますか。

○安心安全課主幹（野辺貞孝君）

今年度は、3月まで掛金の納入がございますけれども、9月末の数字で申し上げます。小・中学生が1,429人、掛金が71万4,500円。一般が2万101人、掛金が1,005万500円。75歳以上の高齢者が7,343人、掛金が367万1,500円。トータルで加入者が2万8,873人、掛金が1,443万6,500円です。

○委員長（新橋 実君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで議案第75号の質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 2時09分」

「再開 午後 2時15分」

△ 議案第71号 平成30年度霧島市一般会計歳入歳出決算認定について

○委員長（新橋 実君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第71号、平成30年度霧島市一般会計歳入歳出決算認定について、企画部関係の審査を行います。執行部の説明を求めます。

○企画部長（有馬博明君）

企画部関連の平成30年度決算に係る主要施策の概要について、課別に説明します。それでは、資料の平成30年度決算に係る主要な施策の成果は15ページから23ページまでが企画部関連となります。

企画部は、企画政策課、地域政策課、情報政策課の3課で構成しています。まず、企画政策課では、霧島市ふるさと創生総合戦略の推進と進行管理、産学官金連携の推進、霧島市行政改革大綱に基づき、限られた行政資源の有効利用による効果的・効率的な行政経営の推進に取り組んでまいりました。次に、地域政策課では、航空機騒音対策としての空港周辺地域環境整備事業、霧島市地域公共交通網形成計画に基づく公共交通の利用促進に係る取組、地域の移動手段の確保を図るためのコミュニティバス運行事業や路線バス支援事業等を実施したほか、移住定住の促進及び元気なふるさと再生事業などにより、中山間地域の活性化に取り組んでまいりました。次に、情報政策課では、事務処理の効率化・迅速化、住民サービスの向上に一層努めるため、住民情報などの基幹系システムの更改作業を行い、単独クラウドによるシステム運用を開始いたしました。また、超高速ブロードバンドが未整備となっている地域において、光ファイバー網整備が実施できるよう、霧島市光ブロードバンド整備計画を策定しました。溝辺地区ケーブルテレビ運営事業においては、地上波デジタル放送とブロードバンドインターネットサービス等を提供しました。統計業務においては、住宅・土地統計調査などの基幹統計調査の実施や霧島市統計書等を作成しました。以上、企画部関連の平成30年度主要施策の概要を説明しましたが、詳細につきましては、引き続き各課長が説明しますので、審査賜りますようお願いいたします。

○企画部参事兼企画政策課長（永山正一郎君）

企画政策課関連の決算について説明します。主要な施策の成果については、平成30年度決算に係る主要な施策の成果の15ページから17ページに記載しています。企画政策課は、企画政策グループ、行革推進グループの2グループで業務を行っています。15ページをお開きください。平成30年度の成果については、平成27年度に策定した霧島市ふるさと創生総合戦略を推進する取組として、霧島市ふるさと創生有識者会議における、総合戦略に掲げた数値目標の進捗状況等に対する検証の実施や鹿児島工業高等専門学校において地方創生に関する特別講義を実施しました。また、官民協働によるまちづくりを推進し、地域課題解決に向けたワークショップ等を開催する、KIRISHIMAみらい会議を実施しました。次に、16ページをお開きください。組織機構の改革については、総務部、企画部、市民環境部、保健福祉部、農林水産部、建設部の課・グループ等の統合や名称変更などの再編を実施するとともに、全国和牛能力共進会の地元開催に向け、全国和牛能力共進会準備室を新設し、組織体制の整備を図るなど、新たな行政需要に対応する組織を構築しました。平成31年4月1日現在の組織数は、11部局5総合支所73課190グループ等で、前年度より2グループ等の減となっています。次に、17ページをお開きください。定員の適正化については、計画的な職員採用に努めた結果、平成31年4月1日現在の職員数は1,096人で、対前年比4人の減員となりました。その削減効果としては、3,372万円程度を見込んでいます。指定管理者制度については、平成31年4月の指定に向けて、新規施設2、更新施設10の合計12施設について準備を行いました。平成31年4月1日現在、指定管理者制度を導入している施設は、公募118直接50の計168施設となっています。以上で、企画政策課の説明を終わります。

○企画部参事兼地域政策課長（出口竜也君）

地域政策課関連の決算について、説明いたします。主要な施策の成果については、平成30年度決算に係る主要な施策の成果の18ページから20ページに記載しています。地域政策課は、地域政策グループと中山間地域活性化グループの2グループで業務を行っています。18ページをお開きください。平成30年度の成果としまして、空港周辺環境整備については、鹿児島空港周辺地域環境整備基金の対象区域において、NHK受信料助成や空気調和機器機能回復補助事業などを実施しています。地域公共交通網の形成につきましては、将来にわたり持続可能な交通ネットワークを構築するため、平成27年度に策定しました霧島市地域公共交通網形成計画に基づき事業を実施しています。利用者に分かりやすい案内表示・情報提供として、霧島市内の主な交通結節点8か所にバス路線マ

ップを設置したほか、市民と行政が一体となって地域公共交通の維持確保について共に考えるきっかけづくりを目的としてノーマイカーウィークを企画・実施するなど、公共交通の利用促進や意識・機運の醸成等を図りました。18ページから19ページにかけて記載しています、バス運行事業につきましては、引き続き、交通空白地域や交通不便地域の住民の交通移動手段を確保するためのふれあいバス及びデマンド交通の運行、路線バス維持のための運行支援を行っています。20ページをお開きください。移住定住促進につきましては、移住体験研修事業や平成28年度から制度を拡充した第3期移住定住促進補助制度等の実施により、相談窓口を経由して移住された方は、71世帯203人でした。このうち、補助金を活用しての移住者は、59世帯178人でした。また、平成28年7月に、空き家の利活用を図るために空き家バンク制度を開始し、住宅情報の提供を行っています。元気なふるさと再生事業につきましては、地域外の学生の参加などマンパワーによる支援や集落支援員の設置により、高齢化率が5割を超え、地域活動が困難な状況になりつつある地区自治公民館の活性化を支援しました。以上で、地域政策課の説明を終わります。

○情報政策課長（宮永幸一君）

情報政策課関連の決算について、説明いたします。主要な施策の成果につきまして、平成30年度決算に係る主要な施策の成果の21ページから23ページに記載しています。情報政策課は、電算・情報推進グループと統計グループの2グループで業務を行っています。21ページをお開きください。電算業務につきましては、基幹系システムにおいて、社会保障・税番号制度、マイナンバーに係るシステム改修として、住民票の写しやマイナンバーカード等への旧姓併記が可能となるよう、前年度に引き続きシステムの機能改修を実施し、本年11月5日からの制度開始への対応を完了しました。また、平成24年4月から運用していた基幹系システムのレベルアップ作業を行い、住民記録や国保年金、税、福祉など大部分の業務システムを民間のデータセンターを活用するクラウド型に移行し、平成31年1月15日から運用を開始しました。このことにより、地震等でのサーバー機器倒壊による業務停止の危険性が無くなり、機能や設備面でも常に最新の状態でシステムが運用されることから、リソース不足やハード障害等への不安が解消され、安定した業務遂行につながりました。22ページをお開きください。情報基盤整備につきましては、平成30年8月に霧島市光ブロードバンド整備計画を策定し、超高速ブロードバンドが未整備となっている地域において、光ファイバー網整備が実施できる電気通信事業者へその事業費の一部を助成することにより、基盤整備を促進することといたしました。平成30年度の成果としては、第1期エリア整備に要する費用について債務負担行為を設定し、同エリアの整備を行う電気通信事業者をプロポーザル方式により選定したところであり、令和元年度内に工事を完了する予定です。次に、溝辺地区ケーブルテレビ運営事業につきましては、溝辺地区におけるテレビ難視聴地域の解消とブロードバンド環境の整備等を目的とした事業であり、平成30年度も引き続き、ケーブルテレビ施設の適正な維持管理に努め、地上波デジタル放送、ブロードバンドインターネットサービス等の安定稼働を図ったところです。また、公正・公平な事業運営を推進するため、平成30年度ケーブルテレビ使用料の未納者に対しては、適切な催告通知を行うなど、滞納徴収対策にも努めたところです。23ページをお開きください。最後に、基幹統計調査につきましては、学校基本調査、工業統計調査、住宅・土地統計調査、漁業センサス等を実施しました。特に、5年ごとに実施する住宅・土地統計調査では、市内の210調査区について、調査員90名、指導員14名が業務に従事しました。これらの基幹統計調査の結果については、国や地方公共団体において、様々な行政施策の基礎的データとして活用され、そのほか企業やマスコミ等においても広く利用されています。以上で、情報政策課の説明を終わります。

○委員長（新橋 実君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（木野田誠君）

主要な施策の成果16ページ，以前，私は職員の年齢構成の平準化と職員数が部署によって足りないということで，特に年齢構成の平準化について，農林水産部の関係を示して一般質問をさせていただきました。検討するというような答弁を頂いたような気がしますが，年齢構成の平準化が今でもなされていないような感じで，あれから2年くらいたつかと思います。私自身，あそこに行くたびに，ますます危機感を感じるわけです。40歳を越えた人がいて，若い人がついてこない。平成30年度中の具体的措置として課等の再編を行ったと書いてありますけれども，部の構成が変わったということで，中身としては，私が一般質問した部分については変わっていないような気がするのですが，その辺は，今後，どのように捉えていらっしゃるのか，お伺いします。

○企画部参事兼企画政策課長（永山正一郎君）

農林水産部のお茶とか畜産の専門の技術員のことと考えております。当然，年齢が大分上がってきているというのは認識しておりますけれども，職員の年齢構成等につきましては，その部署だけで見るとも必要なのですけれども，全体の総数との関係もありますので，そういったことを全体的に含めて，引き続き検討していくことが必要かと考えているところです。全体的な年齢構成につきましては合併以降，退職者の数より大幅に少ない形で採用を行い，合併当時より2割の職員を削減する目標はおおむね達成されているところであり，本年度から採用人数も増やして，若年層の人数が少ないので，その辺についてもバランスよく，全体的に配置できるように努めているところであります。

○委員（木野田誠君）

今，話がありましたように，役所全体の定員数がここまでであるから，なかなか増やせないという答弁はこの前もありましたけれども，その辺のことについて将来を見据えて考えていていただきたいと思うし，また，特にお茶とか畜産の部分は，技術を要する職員を必要とするところですので，単純に若い人をやればいいのかということだけでは済みませんので，失礼な言い方かと思いますが，真剣に検討していただきたいとお願いしておきます。

○委員（宮内 博君）

同じく定員の関係でお尋ねします。平成26年10月に策定された定員適正化計画では，平成30年度の目標値を1,110人としてあるわけです。主要な施策の成果の中にあります当面の目標職員数1,110人というのは，これを指していると思うのです。これからいくと，本年4月1日現在では1,096人ということで14人少ないということになっているわけです。実際に目標値を上回る定員削減がこの間，行われてきているということになっているわけです。今日の前段で議論をしました人事の関係では，メンタル面での病気を抱える方が，昨年は三十数人いらっしゃったと。一方で，長時間労働，最高で760時間を超えるという結果が示されたばかりです。それで，この定員適正化計画を上回るというのが，当然，人件費が削減されるということでの成果として強調されるのかなと思いますけれども，一方で，そういう弊害が生まれてきているということなのです。今後のこの定員適正化計画，平成30年度まで目標値が定めてあったわけです。これは，どういうふうに検討を進めてきているのか，どのような議論があったか，お示してください。

○企画部参事兼企画政策課長（永山正一郎君）

職員数につきましては，ここに示してありますとおり，4月1日現在，1,096名で定員適正化計画の1,110名からすれば，14人を上回ったという表現がいいのかどうか分かりませんが，そういった形になっております。ここでカウントされている職員数につきましては，正規職員と再任用職員のフルタイムの人数の合計でありまして，現実的には，再任用職員がこのほかに40名弱いらっしゃいますので，そこも含めて評価をしていただきたいと考えております。あと，今後の職員数の在り方についてですけれども，今，国のほうが，公務員の定年延長制度について議論を行っておりまして，人事院においても既に勧告がなされて，今後，延長していく方向が示されているのです

けれども、現在、国会でも提案されていない状況です。現在の状況では、来年の通常国会に出るのではないかという最新の情報であります。それらを踏まえた上で、定年延長制が導入されますと、3年に1歳ずつ延びていく見込みですので、3年に1回退職者がゼロという形が出てくる予定です。その辺を含めまして今後、国の方針が決まり次第、今後は定員適正化計画ではなく、定員管理計画というふうに位置付けて、適正な定員の管理を行っていきたいと考えているところです。

○委員（宮内 博君）

その定年退職の年齢引上げということになっていくと、先ほど、木野田委員からありましたように、より一層、高齢化が進むという弊害が、当然ついてくるということになるのですけれど、そういう中で、様々な技術も含めて若い世代への継承をどうしていくのかということも、役所内で問われてくることになると思うのです。退職者がゼロになるかどうかは分からない話で、それを機に辞められる方もいらっしゃるだろうとは思いますが、あり得る話ですので、そこら辺の好循環を図っていくのかということが求められると思いますけれど、その辺は今後の議論でしょうが、どういうふうにお考えでしょうか。

○企画部長（有馬博明君）

先ほど課長が答弁いたしましたとおり、今後の退職者の計画という数字は、途中退職をしない限り、年齢よって、大体みえてきています。そうなったときに、退職者の数も年度ごとによって、偏りが当然ございますので、そこを将来的に見据えた職員の新規採用を図っていくと。先ほど木野田からもございましたように、職員の平準化を図っていかないといけないという認識は十分持っています。ただ、今言いましたように、その計画を具体的にいつ策定するのか、今後の計画については、先ほどもありましたように、2020年度以降に定年延長制が始まるような動きでございます。3年に1回、計画上は退職者ゼロという見込表を一応作らないといけないという関係上、そこが、国の方針が定まらない限り、委員から御指摘ありますように、いろいろな準備、検討はしていますけれども、具体的に表に出せるのは、その国の方針が定まらなないと、また同じものを作って、また次の年には改正というような状況になりますので、国の動向を十分に注視しながら、年齢的にも偏りのない形で、職員の構成比率がいつにならないような配慮をしてみたいと思います。

○委員（山田龍治君）

平成30年度のKIRISIMAみらい会議の9回の内容について、どのようなことを行ったのか内容を教えてください。

○企画部参事兼企画政策課長（永山正一郎君）

KIRISIMAみらい会議については、ワークショップを通じ、参加者それぞれが感じている地域の課題や思い描く理想の未来像の洗い出しを行い、その課題解決に向けた一歩を踏み出すためのアクションプランの企画、実践を9回行ってきたところでございます。参加者がそれぞれチームを組んで、企画したアクションプランにおいて挙げられた課題としましては、地域の人とつながりを持ちながら子育てを行う環境づくり、空き家や空き店舗の利活用、立場や職種などを超えて横のつながりが生まれる機会づくりなどがあり、これらの課題解決に向けた最初の取組として、マルシェイベントへの出店、高校生、大学生が自らの活動の内容などを発表する独自の交流イベントの開催、空き家リノベーションに関するワークショップの開催などが企画され、実践まで行われました。これらのイベント等は、行政の財政的な支援を受けることなく、参加者それぞれができる範囲で、自ら企画し、実施に至ったものであり、地域課題の解決に向けた住民主体の取組を創出することを目的とした、このKIRISIMAみらい会議の事業の成果であると考えています。

○委員（山田龍治君）

これらの参加者、いわゆる受講者になるのでしょうか、受講者の方々のその後、どのような形で霧島市に対しての支援、また、影響があったのか、その効果についてお話を頂きたいと思っております。

○企画部参事兼企画政策課長（永山正一郎君）

昨年度の事業終了後においても、希望する参加者に対して、この事業の受託事業者Ten-Labさんに引き続き、アドバイスや交流の場の提供など、フォローをしてもらいまして、企画、実践されたアクションプランのその後の状況について、事業者を通じて、こちらのほうにも情報提供を頂いているところです。たねのみバスケットという一つのチームがあったのですが、そこは先ほども申し上げましたとおり、県内各地のマルシェ等に出店しています。霧島市内だけのイベントではなくて、ほかの自治体等へ行って交流をしているというものもございます。また、きりしまバカンスというチームもあるのでございますけれども、これは隣のさつま町の報告会に出席して、そこでコーヒーの振る舞いを行って、交流を深めたということがあります。あとぺちやくちゃナイト、これは以前からもあったわけですが、薩摩川内市、鹿屋市、南さつま市、始良市で開催しているところで、引き続き、取組を実施しているチームもあると。また、これをきっかけに起業されたというお話も伺っているところです。

○委員（山田龍治君）

個人的には、このような若い人材が、霧島市がこのような政策をして、霧島市で滞在をする。Ten-Labさんが天文館でされていると思いますけれど、できれば、地元で人をつなぎとめて、そういう方々を育てていく、また、数を増やしていくということは、この霧島市の将来に向けての人材育成になるのだと思いますし、霧島市の企画の中の後押しとしては、いい政策だなとは思っています。今年度はまた違う形で進められているのは私も承知していますが、そういう形で人をつなぎとめて、しっかりフォローをして、そういう人材を育てていくような形で人材を育てていくような形で継続していただければなと思いますので、ぜひ頑張ってくださいと思います。

○委員（平原志保君）

霧島市ふるさと創生有識者会議の人数は15人ということですが、委員の年齢と男女別の数を教えてください。

○企画部参事兼企画政策課長（永山正一郎君）

15名の構成につきましては、産官学金労それぞれの分野から参加していただいています。63歳男性、52歳女性、58歳女性、55歳男性、58歳男性、68歳男性、63歳男性、50歳男性、61歳男性、53歳女性、54歳男性、年齢不明の女性、37歳女性、67歳男性、44歳男性ということで、男性が10人、女性が5人という形です。

○委員（平原志保君）

このふるさと創生有識者会議を始めるときに、年齢が高齢者とは言いませんけれども、中高年、年を取っているほうだと思うのですが。もうちょっと若い人を入れるのかというのは、出なかったのでしょうか。あと男女の割合ですね。15人もいるのならば、半々ぐらいでも良かったのかなと思うのですが、その辺の話は出なかったのでしょうか。

○企画部参事兼企画政策課長（永山正一郎君）

委員の構成につきましては、先ほど申し上げました産官学金労につきましては、それぞれの団体をお願いしたいということで、こちらで考えまして、その団体にここにふさわしい人を推薦してくださいという形で、できるだけ女性をというお話もしているのですが、結果としてこのような形になっているところです。

○委員（池田綱雄君）

主要な施策の成果の18ページ、バス運行事業。この平成30年度中の具体的措置ということで、利用者数が書いてありますが、平成29年度と平成28年度が分っていたらお知らせください。

○企画部参事兼地域政策課長（出口竜也君）

ふれあいバスの利用者数の推移でございます。平成30年度が5万7,928人、平成29年度が6万3,963

人、平成28年度が7万2,083人ということで、減ってきています。平成28年度の地区ごとですが、国分地区3万5,129人、溝辺地区4,229人、横川地区1万1,643人、牧園地区4,549人、霧島地区8,575人、福山地区が7,958人、トータルが7万2,083人です。平成29年度につきましては、国分地区2万9,597人、溝辺地区3,494人、横川地区1万3,144人、牧園地区3,773人、霧島地区8,567人、福山地区8,218人、トータルで6万3,963人。平成30年度につきましては記載のとおりでございます。

○委員（池田綱雄君）

今、この数字を聴いたわけですが、平成28年度、平成29年度、平成30年度と大きく減っています。平成28年度、平成29年度で大きく減っているのですが、何か対策はしたのですか。

○企画部参事兼地域政策課長（出口竜也君）

まず、減少の理由についてですけれども、ふれあいバスが運行している中山間地域の人口の減少も基本的にあるのではないかと思います。また、国分、横川、牧園、霧島地区では、スクール便対応、子供たちの通学対応の便もあるのですが、こちらの児童生徒の数も減少しております、毎日のことですので、かなり響いているのかなと思うところです。対策につきましては、先ほど御紹介いたしました、主なふれあいバス等の交通結節点にバス路線の地図を、昨年度は立てました。バスの時刻表だけでは、行き先と主な経路点しか載っていないものですから、初めての方は分かりにくいであろうということで、バス路線図を掲示したところがあります。また、地域の方々から、ふれあいバスのルートについて、もっと乗りやすいルートを検討してほしいということで要望があったので、本年度から上井地区の住宅密集地のほうにルートを変更するとか、そういった細かい調整は行っているところです。

○委員（池田綱雄君）

これだけ減れば、コースが悪いのか、時間帯が悪いのか、何か原因があると思いますよ。今、コースのことも言われましたけれど。やはり大々的に検討すべきであると私は思うので、要望しておきます。

○委員（宮内 博君）

今のことも関係してくるのですが、今、述べられました数字では、平成28年度対比で平成30年度は1万4,155人の利用者が減っているということが示されています。それで平成28年度比で最も減少が大きいのが、国分地区で7,114人ですか。あと福山地区で2,187人と。福山地区ではデマンドがこの間導入されて、平成29年度からすると福山地区ではデマンドの利用者が増えています。これは、ふれあいバスがこれだけ減少していく一方で、デマンドの利用に傾いていると。こういうことなのかなと思いますが、いずれにしても、この3年間で2,187人減っている中で、利用者が増えているのはデマンドで150人ぐらいですか。減った分がこちらにスライドしている状況ではないというふうに思うのですが、一定の効果としては現れているのかなというふうに思いますが、いわゆる減少が激しい地域に対する利用しやすくなる措置等について、先ほども少し御紹介がありましたけれど、今後の対応としてどう考えていらっしゃいますか。

○企画部参事兼地域政策課長（出口竜也君）

今、御指摘がございましたとおり、やはりルートが悪いのか、時刻の設定が悪いのか、そういったところから抜本的に検討をという御意見もございましたので、そういった視点で検証していきたいと思えます。なお、バスのルートや時刻は霧島市公共交通会議のほうで、バス、タクシーの事業者、国、県、市民の代表、皆様方の御意見を聴きながら設定してきておりますので、またそういった場でも、こういった課題を皆様と共有した上で、本当に皆さんが乗っていただけるふれあいバスというのを引き続き検討させていただきたいと思えます。補足になりますけれども、通学の子供たちのふれあいバスの利用が減っているという部分がございます、ふれあいバスによる通学者数は、平成30年度が111名、平成29年度が123名ということで、全体で12名の減少となっております。あと

もう一点、福山地区のデマンドのほうは増えているけれども、ふれあいバスは減っているということで、デマンドとふれあいバスは同じ地区を併用することはできない関係で、先ほど委員のほうからあったとおり、必ずしもその方々が移動したわけではないということでございますけれども、今後も課題を整理して対応していきたいと思っております。

○企画部長（有馬博明君）

今、課長が申しましたとおり、特に特認校の通学の利用者がこの数に大きく影響してきます。というのは、カウントしている数は、一人が片道乗って一人という考え方ですので、一人の児童が少なくなると年間200日あるとすると、400人くらい減ることになります。したがって、特認校に、いかにたくさんの皆さん方が経験を積みながら通学していただくかということは、バスの利用の面からもすごく大事でございますので、広報きりしまのほうで毎月、それぞれの特認校の魅力の情報発信を、子供さんたち、あるいはその子供さんを持つ親御さんたちに、教育委員会が秘書広報課と連携しながら取り組んでいただいているところでございます。地域の皆様方にも以前、ふれあいバスの特集も広報誌に掲載したこともございますし、以前、一般質問等もございました。そろそろまた、ふれあいバス等の利用促進に向けた啓発等も十分に検討してまいりたいと思っております。

○委員長（新橋 実君）

ここで、しばらく休憩します。

「休憩 午後 2時59分」

「再開 午後 3時13分」

○委員長（新橋 実君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○副委員長（仮屋国治君）

コミュニティバス運行について、続けて質問させていただきたいと思っておりますが、ふれあいバスとデマンド交通利用者のところの、事業費を計算すれば出るのでございますけれども、幾らになっているか。それと一人当たりのコストが幾らぐらいになっているかをお示しいただきたい。

○企画部参事兼地域政策課長（出口竜也君）

一人当たりのほうは出しておりませんで、少々お時間をいただいてもよろしいでしょうか。ふれあいバスの委託料ということで支出しております。平成30年度につきましては7,256万6,000円でございます。次に、デマンド交通の委託料の総額が259万3,190円でございます。

○地域政策課地域政策グループ主査（甲斐 平君）

一人当たりのふれあいバスの市の負担額ですけれども、6地区合計で1,253円となっております。デマンドは地区別に出しているのですが、地区別でよろしいでしょうか。まず、霧島の永水・向田地域が1,564円、溝辺の有川地域1,891円、福山の佳例川地域2,137円、福山の小廻・中央・大廻地域は963円となっております。

○副委員長（仮屋国治君）

私も計算したのですが、やっぱり一つ間違っておりました。私、ふれあいバスを5,353万円で計算してはいたけれども、7,256万円ということで1,253円、デマンド交通は合っていましたけれども、一人当たりが1,488円になっているようです。私の計算ミスの中では、ふれあいバスは924円になっていましたから、ふれあいバスのほうが効率的にはいいのだなと思ってはいたけれども、今の計算でいきますと、それほど大差はないのかなという思いがしております。ということで、先ほど来、特認校の通学であったりとか、高齢者の方の利便性の向上であったりとか、いろいろな議論が出ておりますけれども、もう少しこのところを詰めていただけて、デマンドのところを増やすことで、事業費の削減ということも大分できてくるのではないかなと思うのですが、

この辺のところの検討も、先ほどの霧島市公共交通会議で十分やっていただきたいわけですが、今なさっていらっしゃる中で、この辺の議論はありますか。

○企画部参事兼地域政策課長（出口竜也君）

バス事業者に、今、ふれあいバスのほうで試算をしていただきましたけれども、路線バス等につきましては、やはり厳しい状況があるということで、バスの事業者も赤字を負担しながら運行しているというのが実情であると交通会議等でも言われているところです。一人当たりの単価がふれあいバスのほうが1,253円で、デマンド交通のほうが1,488円ということで、若干デマンド交通のほうが高めではありますが、ふれあいバスの中で特に乗車率の悪い路線につきましては、例えば一台当たり平均で2人を下回るようなところにつきましては、このデマンド交通への移行というのを私どもも検討しております。検討の際には、対応してくださるタクシー会社がいらっしゃるかどうかということ。そしてまた、一旦バス路線を廃止してデマンド交通に切り替えますと、再びバス路線を復活するというのが、なかなかバスの運転手等も厳しいですので難しいということ。そしてまた、その地域の住民の皆様が、デマンド交通のほうがいいのかどうか、そういったことを十分考えながら、交通会議等で幅広い御意見を頂きながら検討させていただきたいと思っております。

○委員（木野田 誠君）

地域政策課長にお伺いします。第3期移住定住促進補助制度で、平成30年度は補助金を活用した移住者は59世帯178人とありますが、この制度は補助の仕方が何通りかあるわけですが、この59世帯の内訳が分かっていたら教えてください。

○企画部参事兼地域政策課長（出口竜也君）

以前、補助金等を活用して霧島市のほうに移住された方々のアンケートをとった経緯もございしますが、移住の補助制度の金額、そういったものがよかったからという訳ではなくて、そもそもそういう補助金などがなくても移住はしていたというアンケートの結果が出ております。8割の方がそのような回答をされております。基本的には住みやすい環境であるということ、そして、霧島市の魅力ですね。国立公園等の大自然もありながら、都市部もあるということで、近いところで両方が楽しめるという土地の良さというものがあって、お越しいただいているのだろうと考えております。

○委員（木野田 誠君）

言葉足らずですみません。補助金のいろいろな種類がありますよね。そこを細かく教えてほしいのですが。

○委員長（新橋 実君）

補助の種類ですね。分かる方は。

○地域政策課主幹（貴島俊一君）

補助金の内訳は、59世帯のうち新築が25世帯、中古購入が1世帯、増改築が11世帯、それと中古と増改築は合わせた分が17世帯、家賃補助の賃貸が5世帯です。

○委員（木野田 誠君）

その59世帯で、市外と市内は分かれますか。

○地域政策課主幹（貴島俊一君）

59世帯のうち、13世帯が市街地からの転居です。市街地とは市内の市街地から中山間地域に転居された方が13世帯です。

○委員（木野田 誠君）

59世帯が果たして多いかどうか。霧島市外から移住定住された人はいないのですか。

○地域政策課主幹（貴島俊一君）

霧島市外から転入された方は、59から13を引いた46世帯です。

○委員（木野田 誠君）

この59世帯という数が多いかどうか判断できないのですが、ただ、主要な施策の成果を見ると、一生懸命やって、霧島については相談する人は多かったというふうに書いてありますが、平成30年度に補助事業を実施されて、マイナス面というか、もうちょっと改善したほうがいいなとか感じられたところがあれば、教えてください。

○企画部参事兼地域政策課長（出口竜也君）

59世帯ということですが、そのうち溝辺地区が24世帯を占めておりまして、溝辺地区につきましては今、区画整理事業もされていて、新築の家がどんどん建っているところです。また、県の中央に位置して、学校の先生方とか広域の通勤をされる方は魅力があるということで、溝辺地区は非常に人気が高い場所です。人口が増えるのは非常にいいことなのですが、まんべんなく中山間地域のほうに人が入っていただいて活性化をしていただきたいという部分もございますので、そのところは悩みのところでございます。あと、補助金を活用して転入していただきますと、少なくとも5年間は自治会に入って地域活動を担っていただきたいということでしておりますけれども、中には、そういう御近所づきあいが苦手な方もいらっしゃる、なかなか地域にとけ込んでいないということも、少ないですけども聴いたりいたします。そういったところで、移住者にとって、その方に合った移住先というのをしっかりとサポートしていく、アドバイスしていく、そういったところも課題かなと思っております。

○委員（木野田 誠君）

平成30年度はこういう制度で実施されて、こういう数字が出ているわけですが、課題もあるというようなことであります。平成31年度も同じ課題でやってきている現状ですが、この課題でまだ続けられていきますか。

○企画部参事兼地域政策課長（出口竜也君）

こちらの移住定住促進補助事業につきましては、ふるさと創生総合戦略の中で位置付けてしてきておりまして、本年度が最終年度ということで、また新年度から新たな移住定住の補助制度を今、検討しているところがございます。ちょうど終期が決まっている制度でございますので、来年度以降の制度設計をどうするのかというのを、先ほどありましたとおり課題等も考えて、新たなひと・まち・しごとの総合戦略でございますので、総合的に住みやすいまちをつくっていったら、それに付随して移住者も増えていくという、そういうことができないかなというのは、担当課のほうでも検討しているところです。

○委員（木野田 誠君）

今までの事業の中での課題というのは、先ほどおっしゃいました、5年間たったら自治会を抜けていくということを結構耳にしておりますので、その辺を見直していく必要があるのではないかなと思います。

○委員（松元 深君）

主要な施策の成果の20ページ、集落支援員による巡回を述べ41回とされております。これは4人の方が10回以上巡回して、集落支援員として活動されているのか伺います。

○企画部参事兼地域政策課長（出口竜也君）

こちらにつきましては、集落支援員の方々の実績報告に基づいて、各地域の合計で41回の活動をされたということでございます。

○委員（松元 深君）

1人10回以上は回っているのか、少ない人はまだ少ないのか、確認しておきます。

○地域政策課主幹（貴島俊一君）

手元に詳しい数字はないのですが、地域が盛んなところは集落支援員の方もいろいろ活動

に出られています。実際、平成30年度は4地区であったのですが、平成31年度は3地区になっています。その1地区については、集落支援員の活動がなかなかできないということで、減っています。その地区については、年に二、三回程度しか活動できなかったということです。以前も同様のところで、国分の一部なのですが、高齢化率が8割近い所も支援員の方に声を掛けても、地域でなかなかそういう活動ができないということで、活動の回数が少ないという所があります。また溝辺の1か所も平成30年度の実績に入っていますけれども、平成31年度から支援をやめているところです。

○委員（松元 深君）

先ほど木野田委員も言われましたけれども、移住定住の話もあります。この65歳以上の人口比率が5割を超える、元気なふるさと再生集落ということですが、この数もかなり増えているのかなと。その確認をして、今後、この支援員による巡回等の実施を続けていくのか。ほかの施策を考えられるのか、お伺いしておきます。

○企画部参事兼地域政策課長（出口竜也君）

本年度の当初、6月ぐらいの集計になるのですが、18地区でございまして、昨年度は17地区で高齢化率が50%を超える状況でございました。10年ほど前の平成21年度は6地区であったことから、増えてきているところでございます。この集落の活性化については、元気なふるさと再生事業で集落支援員を置いたり、行事等で依頼がありましたら、学生の方々に参加していただいて地域を盛り上げて、地域外との交流をしていただいておりますけれども、基本的には自治会の活動ですので、共生協働の部署と協議をしながら、知恵を絞っていかないといけないのかなと考えているところでございます。

○委員（松元 深君）

18地区ということですが、先ほど貴島主幹も言われましたが、元気な所は支援員が喜んで行って、支援もいらないような状態もあるのかなと思います。霧島市地域おこし協力隊という事業で3回ほどやっておりますので、今後、そういう方向に変えるというような検討はなされていないのかお伺いします。

○企画部参事兼地域政策課長（出口竜也君）

今、国のほうでも地域おこし協力隊を進めているところです。本市では昨年度に募集しまして、霧島PR課のほうで一人採用がありましたが、1か月ぐらいで辞められました。また、昨年度募集しまして、本年度の当初からお一人、霧島ガストロノミーなどの業務をしていただいているところです。また、それ以外にも、今ございましたとおり地域に入っのまちおこし、そういったことへの地域おこし協力隊の導入ができないかということで、来年度の当初予算に向けて検討しているところでございます。地域おこし協力隊、都会の方々の目を入れて活性化したいという地区がありましたら、そういったところとも協議しながら、導入に向けての検討はしていきたいと思っています。

○委員（松元 深君）

ということで、霧島市地域おこし協力隊募集業務委託その1からその3まで、全部で150万円を超える委託をされています。この実績とそしてこれをずっと続けていかれるのか、1回で終わったのかお伺いします。

○企画部参事兼地域政策課長（出口竜也君）

集落支援員の部分とマンパワー支援事業、こちらの元気なふるさと再生事業の部分ですが、これにつきましては、決算で36万7,582円の支出でございます。

○企画部長（有馬博明君）

今、御指摘の委託事業につきましては、地域おこし協力隊を霧島PR課に配置していると申しましたけれども、それを募集するに当たって、東京のそういうセンター、出会いの場に行きます。地

域おこし協力隊で一番大事なものは、こちらが求めるスキルを持った人材と、こういった地域でこんな活躍をしたいということ、どうコミットするかということが、一番重要な点でございます。そういった募集のための経費を、平成30年度、それから今年度1人ずつそれぞれ、平成30年度は途中でちょっとということもございましたけれども、そういった募集の経費に掛けているわけでございます。基本的にその年度の募集の経費は、翌年度の委託ということになります。これにつきましては、先ほど松元委員から御指摘がございましたように、例えば来年度、また新たな地域おこし協力隊を募集するというのであれば、本年度の予算の中で執行しながら、募集に行く。もう一つ考えられるのは、今、採用されている職員が何らかの事情で退職した場合、次の地域おこし協力隊を募集するということにも、再度募集に向けてPRに行くということになりますので、そういった経費は予算化しながら、必要に応じて執行していくという形になろうかと思っております。それから、先ほどの集落支援員も地域おこし協力隊も基本的には総務省の支援事業でございますが、この支援の中身が、上限を決めての特別交付税への配分となっております。したがって、特別交付税の調査の時に当然、霧島市に必要な経費をこういうふうに掛かりましたと上げるのですが、実際、その金額が特別交付税の中にどれだけ含まれて入ってくるかということは、確実に言えないわけですが、基本的にはそういう特別交付税対象の中で集落支援員制度、それから地域おこし協力隊制度、どちらも活用できるというふうになっておりますので、地域の実情に合わせて活用していくことが大事かと思っております。そういった意味で霧島PR課にございますけれども、先ほど委員から御指摘がありましたように、具体的に地域の課題の解決について、集落支援員が欲しいというような地域からの声もございます。ただ、そのときに私たちが一番大事にしないといけないのは、とにかく一人誰かくださいというのは、ある意味一番失敗するパターンでございますので、こういった地域の課題に対して、こういった能力を持った、こういった人が欲しいという、その具体的なやりとりを、プログラムをきちっと作りながら、構築していかなければいけないということで、今、一生懸命検討しているところでございます。

○委員（宮田竜二君）

情報政策課について質問します。溝辺地区ケーブルテレビ運営事業についてです。今回、ケーブルテレビ使用料の未納の問題があったのですが、住民の方から使用料を徴収した場合、その金額は決算書のどこに出てくるのか、具体的にページ数と科目を教えてください。

○地域振興課主幹（西溜和幸君）

歳入歳出決算資料の歳入の部の22、23ページをご覧ください。（款）14使用料及び手数料、（項）使用料、（目）総務使用料の中の区分といたしまして、ケーブルテレビ使用料となっております。

○委員（宮田竜二君）

歳出のほうは72、73ページの（目）15使用料及び賃借料、ここでよろしいですか。

○溝辺総合支所長兼地域振興課長（齋藤 修君）

先ほど収入につきましては、説明がございましたが、支出のMCT等に払う経費につきましては、委託料の中で支払いを致しているところでございます。72、73ページです。（目）15、（節）13委託料でございます。

○委員（宮田竜二君）

歳入はケーブルテレビ使用料と書いてあって、MCTに払うときは委託料ということですね。要は、前のやり方だと霧島市が徴収してMCTに払う必要があったのですが、今回変わりましたから、わざわざ霧島市が一旦徴収してMCTに払うというのは、今後も必要なのでしょう。

○溝辺総合支所長兼地域振興課長（齋藤 修君）

視聴者の皆様からのケーブルテレビの使用料につきましては、先ほどの収入のところで経理をこれまで致しておりました。今後もそのように致します。支払いの方法につきましては、MCTの

ほうには、先ほどの委託料の中で、これまでと変わらず支払いをしております。

○企画部長（有馬博明君）

今、委員の認識でおっしゃられたのは、この前の一般質問の答弁や全員協議会の際に、将来的にMC Tのほうに指定管理としてできないかというような発言もしておりますので、将来的に指定管理となれば、そういったこともあり得るということで、現在では、入れて、出してというのは市のほうでやっております。

○委員（池田綱雄君）

念のためにお聴きしますが、ふれあいバスに戻るのですが、主要な施策の成果のところ、各地区の高齢者等とあります。下のほうにも当該地域の高齢者等の利便性を図ることができたところなのですが、ここで言う高齢者とは何歳なのか、簡潔な答弁をお願いいたします。

○企画部参事兼地域政策課長（出口竜也君）

基本的には、自家用車の運転をされない方と考えております。ここでは高齢者等とは、交通弱者のことを想定してまして、特に何歳ということは想定していません。

○委員（木野田 誠君）

私は1回問合せをしたことがあるのですが、デマンド交通の利用にしてもバスの利用にしても、現に高齢者ではない特認校生が乗っているわけですから、これに年齢制限はないというふうにお答えを頂いておりますが、それで間違いはないですか。

○企画部参事兼地域政策課長（出口竜也君）

公共交通ですので、特に年齢等の区分等はないところでございます。

○委員（木野田 誠君）

よくお茶を飲みながらデマンドの話とかバスの話が出て、あれは高齢者しか乗れないのでしょうか、いや誰でも乗れるんだよとかいう話がよく出るのですけれども、普通の高齢者は65歳以上だろうと思うのですけれども、こういう文章から高齢者は消してもらったほうがいいような気がしますけれども、部長どうですか。

○企画部長（有馬博明君）

一般的に高齢者というのは65歳以上というふうには認識しておりますが、交通政策上で先ほど課長が説明しましたように、いわゆる交通弱者という認識を持っております。ですから、当然、ふれあいバスも循環バスも含めて、市民、市外の方も含めてどなたでも料金さえお支払いいただければ乗れるようになっています。ただ、基本的に、デマンド交通については、事前に登録をするという必要性もございますので、そういった手続きは必要にはなってきますけれども、どなたでも利用できるようなバスであるという広報なり啓発なり、そういう必要性は十分に感じております。

○委員（宮内 博君）

私は、ケーブルテレビのほうに戻りたいと思っておりますけれども、8月末現在のケーブルテレビの滞納繰越というのは、全協で資料が配付された経過があるわけです。それで、先ほど数字上の訂正がなされたのですけれども、数字的な確認をさせていただきたいと思っております。全協で配られた平成30年度分のオプション件数は27件、滞納額は75万3,732円ということでありまして。基本使用料については19件で10万6,380円、8月末現在ということで、資料が示されているわけですが、先ほどの報告では、主要な施策の成果の中にある部分が訂正されて、基本使用料については43件と。オプションで45件という報告がなされているわけですが、これは滞納繰越分と、それから新たな滞納分ということで認識していいのかなというふうに思いますが、まずそこを確認させてもらっていいですか。

○溝辺総合支所地域振興課主幹（西溜和幸君）

先ほど主要な施策の成果で申し上げましたケーブルテレビの未納者に対する催告通知88件、この

中で基本使用料分が43件、45件と申しあげましたけれども、こちらにつきましては、年度末の時点、3月を閉めた時点でまだ未納があった方々に催告通知を致しております。そのときに基本チャンネル分で43件、未納額23万7,600円の催告を行いまして、このうち納付された分が23件で12万1,500円、収納率に致しまして51.14%。また、オプション分につきましては45件、129万7,836円の未納があったわけですが、適切な催告を行ったことによりまして納付された分が23件、51万9,264円、収納率に致しまして40.01%となっております、合わせて64万764円が収納済みということになっております。

○委員（宮内 博君）

滞納が長期に及んでいるという部分があると思うのです。それで、当然、不納欠損も出てくる可能性があるということでもあります。本会議でも一定の議論はされたところでありますが、そのところを再度確認させていただいてよろしいですか。どういう状況になるのか。

○溝辺総合支所地域振興課主幹（西溜和幸君）

一般質問でも申しあげましたとおり、適切な催告・督促が行われていなかったということに関しましては、この場をお借りいたしましておわび申し上げます。そこで、平成29年度以前の分につきましても調査いたしまして、現在、オプション分と基本使用料分全ての未納があった方々に催告を行っているところでございます。オプション分につきましては124件の方々に、そして基本使用料分につきましては119人の方々に、今、催告を行っているところでございまして、オプション分のほうにつきましては、9月6日に郵送を68件、それから個別訪問も56件の方々に一軒一軒周りながら、納付のお願いしていったところでございます。そういった中で、現在、納付のお願いをしております、9月のオプションの催告をしたことによりまして、9月の1か月間だけで100万円以上の今までの未収分の納付を確認できたところでございます。先ほど宮内委員からありましたけれども、不納欠損につきましては、私どもは私債権であるケーブルテレビ使用料の過年度分の未納分につきましては、過去の全ての債権につきまして債権管理者である市は適切な債権管理と督促を行っていくということでございますので、自ら債権を放棄するような話は避けております。ただし、催告の時期が適切ではなかったということで、いろいろな相談を受けておりますけれども、私どものほうから自ら債権放棄するようなことはできませんので、法律の専門家とか弁護士などに御相談していただきたいということで、御案内を差し上げているところでございまして、できるだけ不納欠損は避けるような、完納に向けて全力を挙げて今、取り組んでいるところでございます。

○委員（宮内 博君）

ぜひ、そういう取組をしていただきたいと思います。次の問題で、主要な施策の成果表18ページの、鹿児島空港周辺の騒音防止の対策についてであります。時間の延長があって2年目というのが平成30年度であったわけです。確かに延長によって、自治公民館等については助成金が交付されるということがあって、LED化の取組であったり、無線放送の取組であったり、そういうものに活用されていると確認はしているところであります。実際、溝辺空港の周辺からは、夜間帯の運航が増えてきているということで、騒音の軽減を図る取組というのが求められているわけです。それで、主要な施策の成果では、空気調和機器の稼働費の助成で19万3,000円ということで、平成29年からすると2,000円ぐらい増えているのかなと思います。航空機燃料譲与税については前年度と比べて400万円ほど増えているというような状況になるのかなと思います。ただ、市の補助金交付要綱に照らしてみると、昭和57年3月の告示に伴う第1種区域への助成対象というふうになっておりまして、運用時間の拡大による見直しというのが行われていないという、ここに大きな原因があるのかなと思うのです。いわゆる試験運転のときの騒音であったりとか、飛行ルートを変えたときの騒音であったり、空港側の事情によって騒音区域が拡大されるというようなことも、地域の住民の方からは寄せられているところです。そういうことに、どんなふうに真摯に答えていくのかと。一部、そこに

住んでいたがために、様々な被害を受けているということで、当然、税金として目的指定で入ってくるわけですから、その軽減のためにどう取り組んでいくのかというのが企画サイドには求められていると思うのですけれど、何らかの平成30年度中の改善に向けた取組があったのか、その辺のところをお尋ねしておきたいと思います。

○企画部参事兼地域政策課長（出口竜也君）

空港の延長を地域の方々の御理解を頂いて実施されたところでございますが、それに際しては地元の説明会等も開催して、今、御紹介ありましたような御意見も伺ったところであります。その一つの御意見を共有する場としまして、鹿児島空港周辺環境整備委員会というのがございます。これは以前からあったわけですが、今回の運用延長に際しても、こちらの委員会を開催させていただいて、空港周辺の溝辺並びに隼人地区の公民館代表、自治公民館の方々、また識見を有する者ということで民生委員、あるいは自治公民館連絡協議会の溝辺地区と隼人地区の会長さん方等を交えて、議論してまいりました。平成30年度も4月に開催したのですが、直近では本年度も5月に委員会を開催しまして、地域の方々と国、空港関係者、県、交通政策関係者等も交えて率直な意見交換をしました。その中で、空港の騒音対策を求める声もやはりございまして、直接に国、県の担当者のほうに現状を訴えたところでございます。空港の整備については、空港のほうでエンジンテスト等もされるということで、夜間のそういうテストは困るという御意見、また、本来大きな空港には、防音壁なども設置できるのではないかということで、そういった要望。また飛行ルートについて、できるだけ騒音が少ない飛行ルートを取ってほしい。そしてまた、セスナ機、ヘリコプターなど小型機については特に、空港の周辺で旋回をされるということで、こちらのルートも非常にうるさいので検討してほしいといった御意見もございました。市、県としましても、国、県のほうに要望は定期的にしておりますけれども、このような委員会の中で住民から直接、国、県の担当者にも窮状を訴えたところでございますので、そういった対話と国、県への改善要望は基本的に更に継続していかないといけないのかなと思ったところでございます。

○委員（宮内 博君）

時間延長の議論のときにも、市のほうとしては防壁の設置であるとか、そういう具体的な要求はやっているわけです。ところがなかなか、それが現実に動かないということになっていて、騒音の被害が継続しているということになるわけです。では、これまで対応がなかなかないのであれば、次の手をどうするのかということをお聴いているわけです。今、課長からありましたのはこれまでの経過ということでもありますから、そこのお尋ねしているところです。

○企画部長（有馬博明君）

先ほど課長が申しましたとおり、空港局のほうに対しましては、ブラストフェンスの関係、飛行ルートの関係、そういったものについては継続的に市長からも空港長を通して要望を続けております。私も就任以来、すぐ空港長のほうにあいさつに参りまして、そのことは重ねてお願いしているところでございます。それから、地域の方々から騒音の観測点の在り方等についての要望等もございましたので、そのところは空港事務所のほうでも、柔軟的にいろいろ検討されているというふうな報告は聴いているところでございます。また、先ほど課長からございました空港周辺の環境整備委員会でも、昨年度末、今年度の会をする時に、各地区自治公民館から様々な御意見あればぜひ出してくださいという通知文をこちらからお願いいたしまして、各地域から率直な公共施設の在り方も含めて御意見も頂いたところでございますので、そういったところは関係課と共有しながら、航空機燃料譲与税のことやら、あるいはその基金事業のことだけではなくて、通常の行政の事務事業の中で十分に対応できる分もございましたので、そういった御意見等も踏まえて、今後も十分に地域の皆様の声に耳を傾けながら、一つ一つ対策に努めてまいりたいと考えております。

○委員（山田龍治君）

主要な施策の成果21ページで、情報政策課にお尋ねしたいと思います。平成31年1月15日に単独クラウド型に更新したということで、これは特に安全面に関してのことだと思いましたが、総務省から自治体クラウドを導入することによって、コスト削減が3割できるのではないかという指針も出ていますけれども、3か月ほど運用してみて、運用コストの面でどのような削減ができたのかお話しください。

○情報政策課長（宮永幸一君）

基幹系システム機器更新に係る費用としまして、年度途中からで、機器等は基本的に5年間のリースですので、5年間でどれだけ経費が掛かるかということで、今まで自庁型だったものを、単独でクラウドを利用するというを5年間の経費で試算をしてみますと、機器の賃貸借、保守、クラウド利用料、あその他の契約分もありますけれども、5,200万円程度の削減で、国の示す3割程度の削減というところまではいっておりません。これはあくまで単独クラウド、単独で移行しております。国が推し進めているワンステップ上の自治体クラウドということで、同じシステムを扱う各自自治体が集まって共同利用をしていくという部分では、国の試算では1割から3割の削減が図られるということになっているようでございます。私どもも既存のベンダーを利用している6市の自治体と自治体クラウドの導入に向けまして、協議をしておりました。まず、任意の協議会を立ち上げて進めるわけですが、その協議会自体は副市長を委員として設立しますが、昨日、発足ということで第1回の協議会をしたところでございます。今から6市のシステムの共同化、共通化等を擦り合わせながら、基本的に考えているのは40の業務ですけれども、協議していくということになっております。

○委員（山田龍治君）

この単独クラウドのデータセンターはどこにあるのですか。

○情報政策課長（宮永幸一君）

宮崎県延岡市にございます。

○委員（平原志保君）

主要な施策の成果5ページの地域おこし協力隊です。確認ですが、先ほど、地域おこし協力隊は現在、霧島PR課に配置されているということですが、予算のときは西郷どん村で働くために募集して、一般社団法人霧島商會に委託したという認識でいしましたが、今回は決算なので聴いていいのかわかりませんが、西郷どん村が現在は営業していないということで、この方々は、社団法人霧島商社から霧島PR課の所属になったと認識すれば良いのでしょうか。

○地域政策課主幹（貴島俊一君）

企画部に組んであります予算につきましては、地域おこし協力隊の募集に関する経費ということで、質問された配置につきましては、霧島PR課の地域資源プロデュース事業で報酬等を支払っていると思いますので、こちらでは把握していないところです。

○委員（平原志保君）

分かりました。把握されているところで、いろいろなスキルを持っている方を地域おこし協力隊として募集したわけですが、どのようなスキルをお持ちの方が入られたのか教えてください。

○地域政策課主幹（貴島俊一君）

募集の予算については企画部で組んでいまして、契約も企画部で行っていますが、実際の募集説明会や面接については霧島PR課で行っていますので、詳しいことは聴いていません。1名の方はデザイン関係をされていると聴いてはいますが、詳しいことについてはこちらで把握しておりません。

○委員（平原志保君）

分かりました、霧島PR課に確認します。

○委員（鈴木てるみ君）

地域政策課にお尋ねします。主要な施策の成果20ページ，移住定住促進で数字が挙げてありますが，71世帯203人，補助制度を活用された方が59世帯178人，これは平成30年度1年間の人数と理解してよろしいのですか。

○地域政策課長（出口竜也君）

平成30年度，1年間の実績でございます。

○委員（鈴木てるみ君）

平成28年度から直近の推移等が分かればお示してください。

○地域政策課主幹（貴島俊一君）

平成28年度につきましては，総体66世帯で補助金を貰われた方は43世帯です。平成29年度は総体71世帯で補助金を貰われた方は52世帯，平成30年度は総体71世帯で59世帯の方が補助金を貰われています。

○委員長（新橋 実君）

委員長を交代します。

○副委員長（仮屋国治君）

委員長を変わります。

○委員（新橋 実君）

委託契約の実施状況の中で，企画部関係で130万円を超える委託契約も多くあり，随意契約で単独で決めています，これは，どういう形でこの業者に決まったのか，その方法を教えてください。

○企画政策課長（永山正一郎君）

2ページに記載してありますKIRISHIMAみらい会議支援業務委託につきましては，企画政策課で行っておりますので，これにつきましては企画政策課で回答いたします。随意契約としておりますけれどもプロポーザル方式で実施したところです。【「7ページ以降の分をお願いします」という声あり】

○情報政策課長（宮永幸一君）

情報政策課関係はシステム機器の保守とか更新がございまして，特にその機器の保守委託，システムの一部改修等につきましては，当初それぞれのベンダーが開発したアプリケーションに対するものでございまして，独自の技術も含まれることから，入札に適さないということで随意契約等がなされております。また，ネットワーク関係についても，その都度異なる業者が設定を行うと，整合性が取れずに障害を引き起こす可能性がありますので，安定した運用を行うために委託先を統一した方が効率が良いということもございまして随意契約をしているところでございます。

○委員（新橋実君）

ということは，ここに記載のある契約の相手方が開発したということで理解してよろしいのですか。あと，ランニングコストはどうですか。

○情報政策課長（宮永幸一君）

基本的には，最初に入札等で行うこともございますが，保守料については落札者の保守になると思います。

○副委員長（仮屋国治君）

委員長を交代します。

○委員長（新橋 実君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので，これで企画部関係の質疑を終わります。以上で，本日予定しておりました審

査を全て終了いたしました。明日の審査も9時からです。本日はこれで散会します。

「散 会 午後 4時16分」